

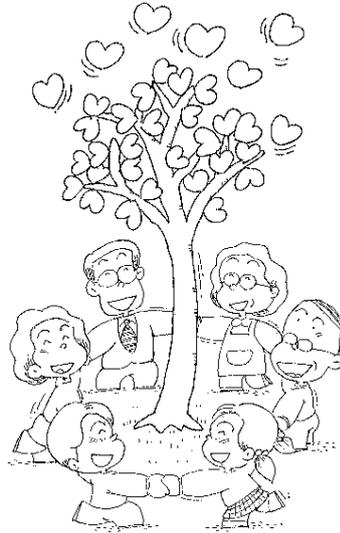


音楽のまちかわさき



## 第2期 川崎市地域福祉計画

～ 活力とうるおいのある地域づくりをめざして ～



平成20（2008）年4月



KAWASAKI CITY

川崎市

## はじめに

わが国では、急速な少子高齢化や核家族化、都市化の進展に伴い、家族や地域のつながりが希薄化し、孤立、虐待、ひきこもりなど新たな社会的問題が起きています。その様な社会状況の中、平成12年4月に社会福祉法が改正され、人と人とのつながりの再構築、地域福祉の推進を目的として「市町村地域福祉計画」の策定が明文化されました。

本市では、平成17年3月に社会福祉法第107条に基づき、「第1期川崎市地域福祉計画」を策定し、地域福祉推進の全市的拠点である「総合福祉センター」の整備、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などのサービスを効果的に実施するための「あんしんセンター」の設置、災害時要援護者の把握と支援体制の確立など、総合的な地域福祉の推進を図ってまいりました。

この「第2期川崎市地域福祉計画」は、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、さらに見直しが行われる新総合計画の新実行計画との整合性を図り、策定をいたしました。

この計画の基本理念には、第1期計画を継承し、「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を掲げており、これに基づき、誰もが生き生きと生活し、人々が心を通わせ、社会的活動に参加できる地域づくりを目指し、施策を推進してまいります。

本計画の策定にあたり、市民の皆様や関係機関の方々から貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年4月

川崎市長 阿部 孝夫

# 目 次

## I 序 論

### 地域福祉を進めるために

1	地域福祉とは	1
2	地域福祉の担い手は	2
3	地域福祉を進めるには	2
4	地域福祉を進めていこう	3
5	地域福祉の目指すもの	4

## II 総 論

### 第1章 計画の策定にあたって

1	計画を策定する背景と趣旨	5
2	計画の役割	7
3	計画の位置づけ	8
4	計画の期間	10

### 第2章 地域を取り巻く状況

1	本市の社会状況	12
2	家庭の状況	22
3	地域福祉の状況	26

### 第3章 計画策定の基本方向

1	基本的な視点	31
2	基本理念	32
3	基本目標	33

## III 各 論

### 第1章 地域福祉推進の総合的な展開

1	重点的な施策と事業	35
2	基本方針と事業展開	39
3	計画の推進と評価	48

## 第2章 区計画

1 区計画	49
川崎区地域福祉計画	50
幸 区地域福祉計画	64
中原区地域福祉計画	77
高津区地域福祉計画	91
宮前区地域福祉計画	103
多摩区地域福祉計画	116
麻生区地域福祉計画	128

## IV 資料編

1 策定委員	146
2 策定の経過	150
3 かわさき市民アンケート・第1回地域福祉実態調査結果	164
4 区民説明会・パブリックコメント	167

### 【区計画資料】

川崎区地域福祉計画資料	179
幸 区地域福祉計画資料	193
中原区地域福祉計画資料	201
高津区地域福祉計画資料	212
宮前区地域福祉計画資料	223
多摩区地域福祉計画資料	238
麻生区地域福祉計画資料	249

用語説明	250
------	-----

# I 序 論

## 地域福祉を進めるために

### 1 地域福祉とは



地域で暮らしていくなかで、様々な「困りごと」をかかえた人々が生活しています。

自分ひとりや家族だけではどうにもしようがない…  
行政サービスや民間のサービスでは対応できない…

そんな「困りごと」を解決していくのに、地域の中に“安全・安心な人と人とのつながりによるネットワーク”をつくること、それが“**地域福祉**”です。

## 2 地域福祉の担い手は

「地域福祉の対象者」は、地域で暮らす、すべての人々です。

☆「地域福祉の担い手」も、地域で暮らす、すべての人々です。

【既に担い手として活躍している人々や団体】

地域住民、要支援者団体、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉従事者、企業・商店街など

## 3 地域福祉を進めるには

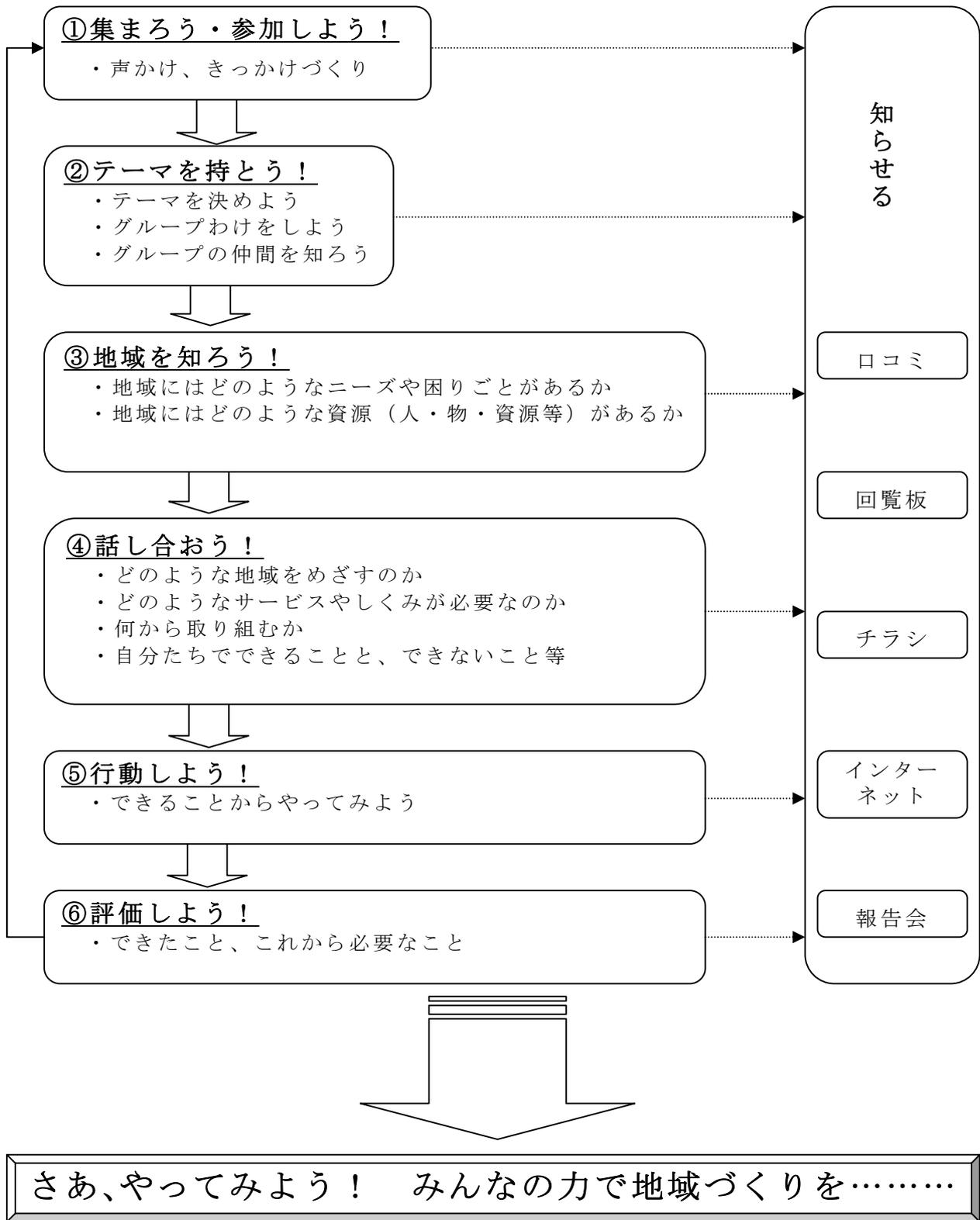
地域福祉を推進するには、一人よりみんなで！

◎先駆的な地域福祉活動の成功例が持つ「成功のひけつ」！

- 地域にキーパーソンとそれを支えるサポーターが存在すること
- 地域で人が集まるような「きっかけ」づくりができること
- 人が集まり解決すべき困りごとに気がついていること
- どういう行動をしていくか共通の意識を持っていること
- 多くの人が参加し、少しずつ負担を分け合い支えていける仕組みがあること

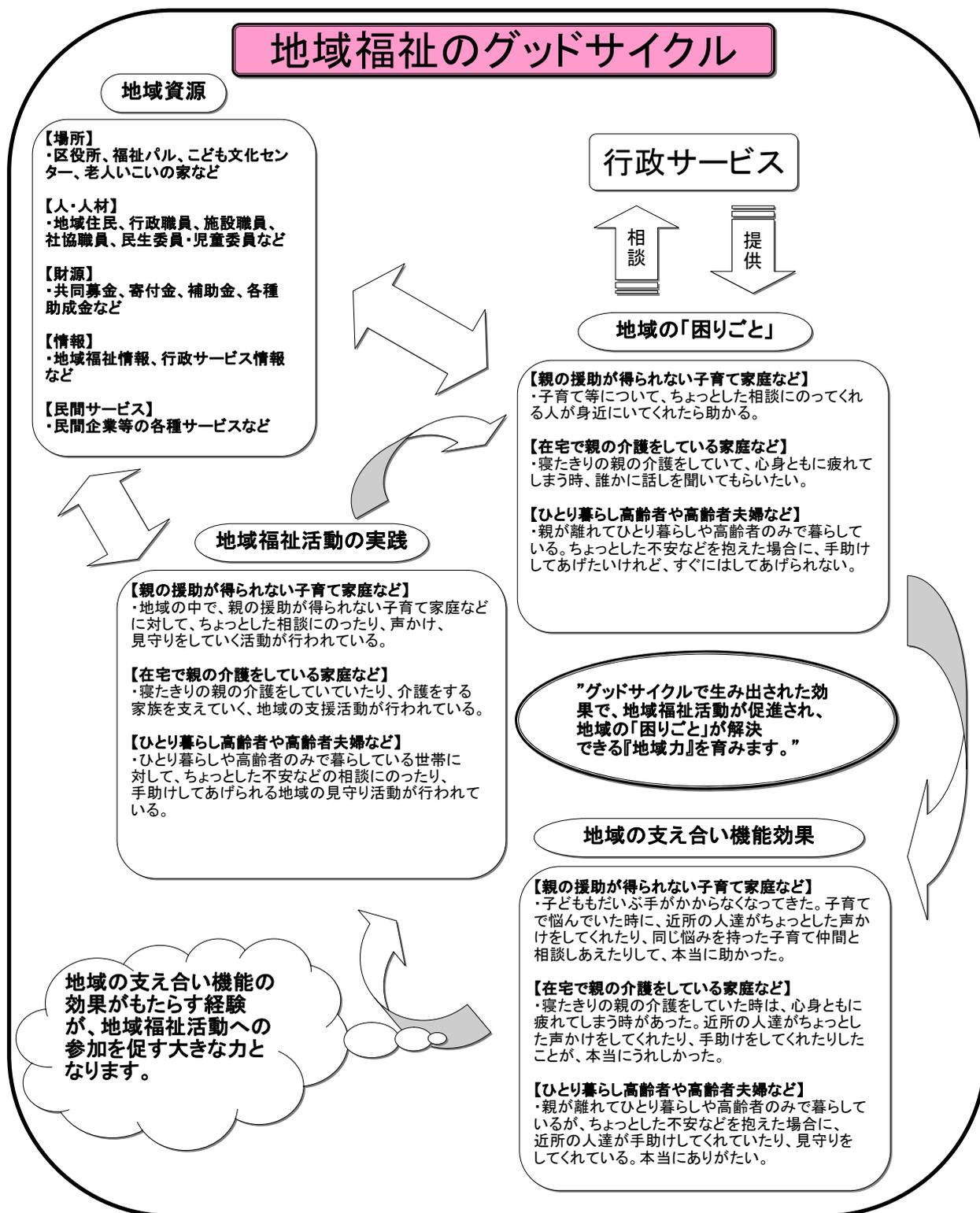
“地域づくり”に生かそう！

## 4 地域福祉を進めていこう



5 地域福祉の目指すもの

「地域福祉のグッドサイクル」を生み出そう！



## II 総論

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画を策定する背景と趣旨

### 【計画策定の時代背景】～ 人と人とのつながりの希薄化 ～

わが国の人口は、今後、長期の減少過程に入ると予想をされていますが、本市では現在、首都圏への人口の流入に伴って、20 歳～40 歳代の「働く世代」を中心とした転入による人口の社会増加が続いている状況にあります。

こうしたことから、新たに市民となる方々も既に川崎に住んでいる市民もお互い暮らしやすいまちを実感できる取組が求められています。

一方で、少子高齢化は、本市においても急速に進行してきており、今後も、一層その傾向を強めていくことが予想されています。

また、核家族やひとり暮らしなどの世帯員数が少ない世帯が増加していることにより、家庭における子育てや介護への負担が増加するなど、「家族の機能や“つながり”」は変化し、市外へ働きに出ている 20 歳～40 歳代の「働く世代」が増加傾向にあり、昼間に市内で過ごす人が減少し、「地域における人と人との“つながり”」にも変化が生じています。

こうした、社会経済環境や人々の意識の変化による、人と人との“つながり”の希薄化が、今、私達の暮らしに様々な影響を与えています。

### 【計画策定の趣旨】～ 地域福祉の推進のために ～

急速な少子高齢化や核家族化、都市化の進展に伴い、家族や地域における“つながりが希薄化”するなか、平成 12 年に改正された「社会福祉法」において、「市町村地域福祉計画」の策定が明文化されました。

こうした社会福祉を取り巻く環境の変化に伴い、本市においても、人と人とのつながりにより、お互いに助けたり、助けられたりする安全・安心のネットワークを築いていくことを目指し川崎市地域福祉計画を策定しました。

「第 2 期川崎市地域福祉計画」は、この計画の理念等を継承するとともに、社会経済環境の変化や地域の実情に合わせて見直し、策定をします。

## ～ 社会福祉法 抜粋 ～

## (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

## (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うものは、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通じる広域的見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

### 2 計画の役割

#### 【地域福祉計画はなぜ必要か？】～ “つながりの希薄化”を止めるため～

私達は、高度経済成長期などを経て、ある程度の生活の水準を満たす「物の豊かさ」を手に入れましたが、一方で、少子高齢化や核家族、ひとり暮らし世帯の増加による家族機能の変化と人口が急増した都市や、産業構造の変化による働き方の変化が、家族や地域で共に暮らす住民同士の人と人とのつながりによる、助け合いや支え合いの機能を弱めてきました。

しかし、誰もが家族との触れ合いにやすらぎを感じ、地域における人々との交流や活動を通し、人と人とのつながりから得られる“暮らしの安全・安心”を享受したいと考えています。

人と人とのつながりは、他人が押しつけるのではなく、それぞれが主体的に選び合わなければ、結ばれていくことはありません。

自分の生活に「心の豊かさ」を持つために、どのようなつながりを選ぶかは、個人の選択の問題ですが、「つながりを持ちたいと考えている人」につながるの場を提供すること、新しいつながりの形を情報提供していくこと、「つながりを持つことに消極的になっている人」に、“つながりがもたらす価値”を意識啓発していくこと、つながりを持つきっかけをつくることなどを通して、人々が身近な地域から“つながりの希薄化”の流れを止め、つながりを再構築する社会全体の動きが広がることが重要と考えています。

こうした社会全体の動きを地域住民、行政、社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員・児童委員、NPO、地域福祉関係団体などが共に手を携えて広げていくために、「地域福祉計画」は策定されています。

#### 【現代社会が抱える社会問題への対応】～ “顔の見える”地域づくり～

近年、社会経済環境の変化の中で、家族・地域・職場などにおいて、社会的なストレスやアルコール依存など「心身の障害や不安に関する問題」、ホームレスや言語・文化の違いからおこる外国人等への差別などの「社会的排除や摩擦に関する問題」、また児童虐待・高齢者虐待・家庭内での暴力（DV

など)・いじめなどの「人権を侵害する問題」、ひとり暮らし高齢者等の孤独死や中高年者の自殺などの「社会的孤立や孤独を要因とする問題」、さらに中高年者のリストラや若年者のフリーター・ニートといった「生活の不安に関する問題」などが起きています。

こうした人間関係や社会関係に起因した問題は、多くが、極端な形で現れるまで、そこに問題があることに気づかないことが少なくありません。

誰もが暮らしの中で、こうした問題を抱えた時、行政の適切な支援策が必要となることは当然ですが、問題が起きる前に、未然に防げるような、家族の支え、地域の見守りやちょっとした声かけ、職場における仲間同士の助け合いなど、人と人とのつながりによる行動も必要となります。

「地域福祉計画」には、こうした地域福祉を取り巻く諸問題に対し、人と人とのつながりによるセーフティーネットづくりが期待されています。

### 3 計画の位置づけ

#### 【地域福祉計画の位置づけ】～ “かわさき” の地域福祉計画 ～

川崎市地域福祉計画は、本市の新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の政策領域別計画として、福祉の政策領域を中心に、保健・医療等を含めた誰もが暮らししていくうえで関わりを持つ政策領域において、地域福祉を推進するための施策や事業展開を示した行政計画として位置づけます。

#### 【他の法定個別計画との関係】～ “日常生活の場での取組” として ～

「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「新・かわさきノーマライゼーションプラン」「かわさき子ども夢と未来プラン」などの既存の法定計画は、直接、それぞれの対象者やその家族などに対して個別的なサービス提供を示し、サービス基盤の整備や事業展開が示された行政計画です。

一方、「地域福祉計画」は、地域の福祉課題の解決を図るために、「人とのつながりを持ちたいと考えている人」に、つながりのきっかけづくりの場を提供すること、「つながりを持つことに消極的になっている人」に、“つなが

りがもたらす価値”を意識啓発していくことなどを通して、人と人とのつながりによる助け合いや支え合いを促進する施策や事業展開を示す行政計画として策定します。

地域福祉の推進を図るためには、こうした直接、支援を必要とする人やその家族などへの具体的な行政サービスの提供（公助）と支援を必要とする人やその家族の努力（自助）、人と人とのつながりによる助け合いや支え合い（共助）が、バランスよく網目を結うようなネットとして機能していくことが求められています。

そのため、地域福祉計画は、支援を必要とする人やその家族の努力（自助）や人と人とのつながりによる助け合いや支え合い（共助）を促進する施策を展開していくとともに、他の法定個別計画が主体的に進めていく施策や事業展開が、より効果的に推進できる仕組みづくりを構築するために、人々の生活が営まれる地域社会という場や関係で支え合う機能を果たしていきます。

### 【地域福祉計画における市と区の役割】～ 1つの地域福祉計画 ～

川崎市地域福祉計画は、全市的に地域福祉を推進するための施策や事業展開を大きなネットとしてつくり、そこに7区ごとの、それぞれの区域に応じた、住民に身近で具体的な取組を小さなネットとして組み合わせ、より網目の細かいネットを持つ、“**1つの地域福祉計画**”を策定しています。

### 【社会福祉協議会や地域福祉活動との連携】～ 共に“地域福祉”の実現を ～

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定され、地域の住民組織や社会福祉事業関係者等により構成された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」で、本市では、市・区及び39地区に社会福祉協議会があります。

「川崎市社会福祉協議会」では、住民が主体となった地域福祉活動の推進による、住民相互が助け合い、支え合う地域社会の実現を目指し「福祉のまちづくり」を計画的に実現するため、「川崎市社会福祉協議会地域福祉活動推進計画」を策定しています。

川崎市地域福祉計画は、行政計画として、社会福祉協議会地域福祉活動推

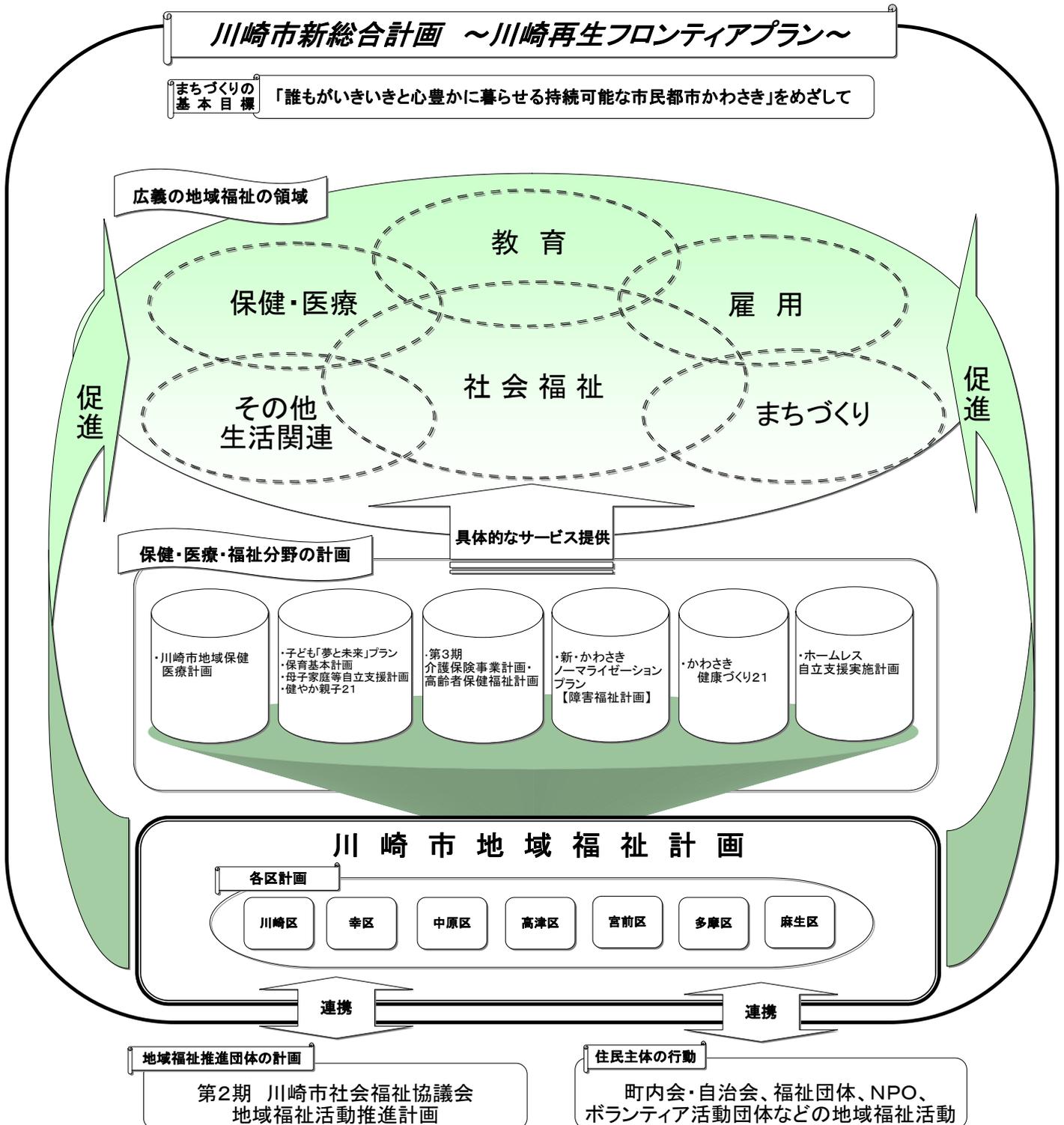
進計画は、地域の住民組織や社会福祉事業関係者が参加する団体の計画として相互に連携を図るとともに、それぞれの地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員・児童委員、NPO、福祉関係団体等の困りごとを解決するための活動を支援することによって、本市の「地域福祉の推進」に向けた体制づくりを進めていきます。

#### 4 計画の期間

【計画の期間】～ 「第2期川崎市地域福祉計画」は“3か年計画”～

「川崎市地域福祉計画」は、平成17年3月に、5か年計画として策定されましたが、社会情勢や地域社会の変化に合わせて、3か年目を迎えた平成19年度に見直しを行い、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合性を図ることを目的として、**平成20年度から平成22年度までの3か年計画**として策定します。

川崎市地域福祉計画と他の計画との関係性



## 第2章 地域を取り巻く状況

### 1 本市の社会状況

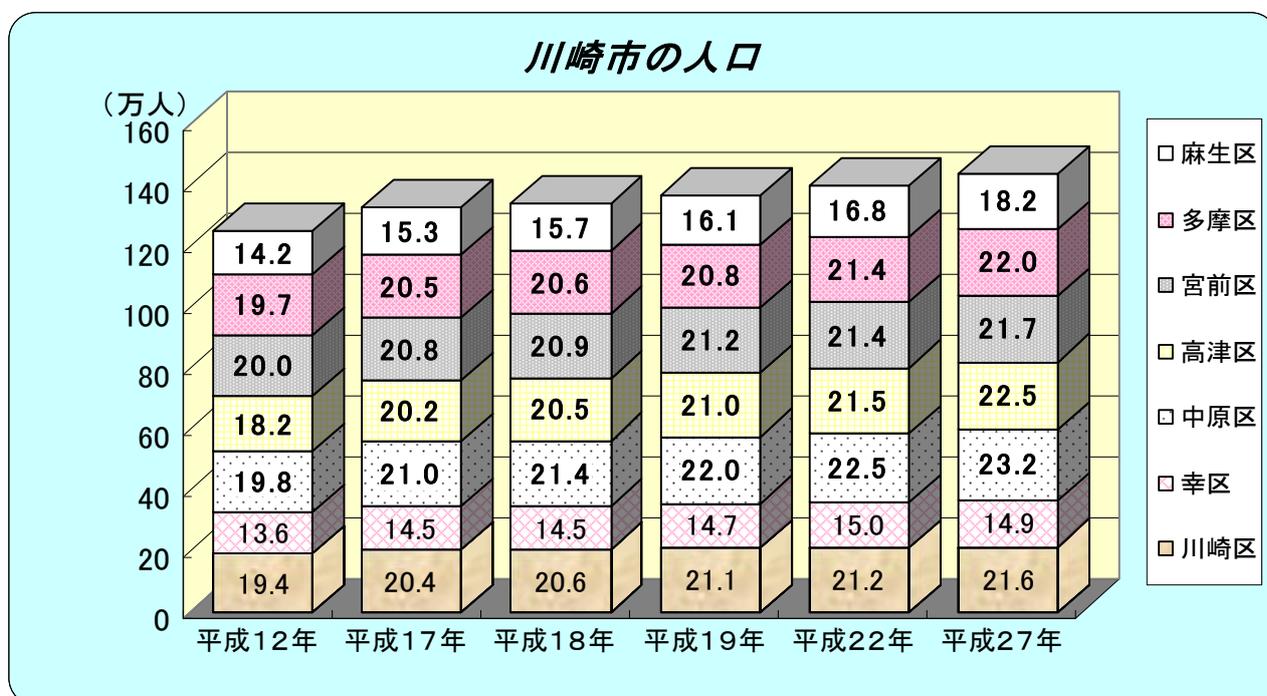
#### 【人口の動向】～ “若い世代のまち” かわさき ～

本市の人口は、平成19年10月1日現在、1,369,443人であり、平成17年以降、転入超過を主要因とした社会増の傾向が強まっており、各区で人口が増加しています。

特に、首都圏近郊の大都市では、人口の増加率が高い傾向にあり、その中でも、本市の人口増加率は、非常に高い水準にあります。

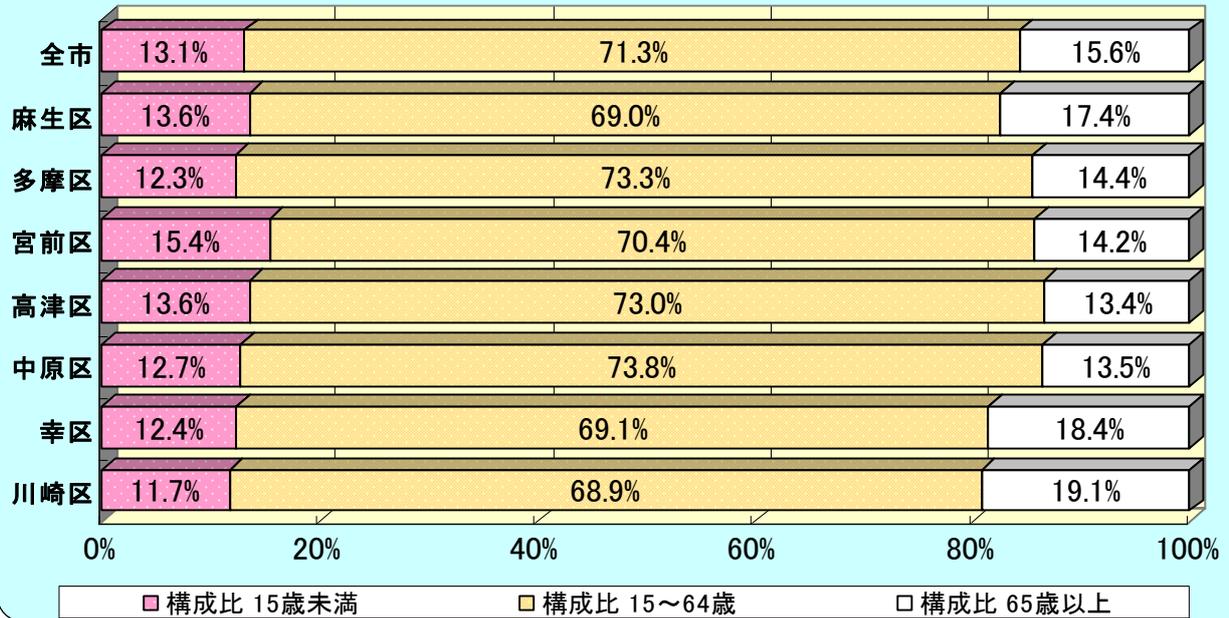
また、本市の人口の年齢構成は、20～30歳代が多い“若い世代のまち”としての特徴を持っています。

「将来人口推計調査」（平成19年5月）では、今後、こうした人口の増加が、平成37年まで続き、ピーク値を1,466,300人と推計しています。



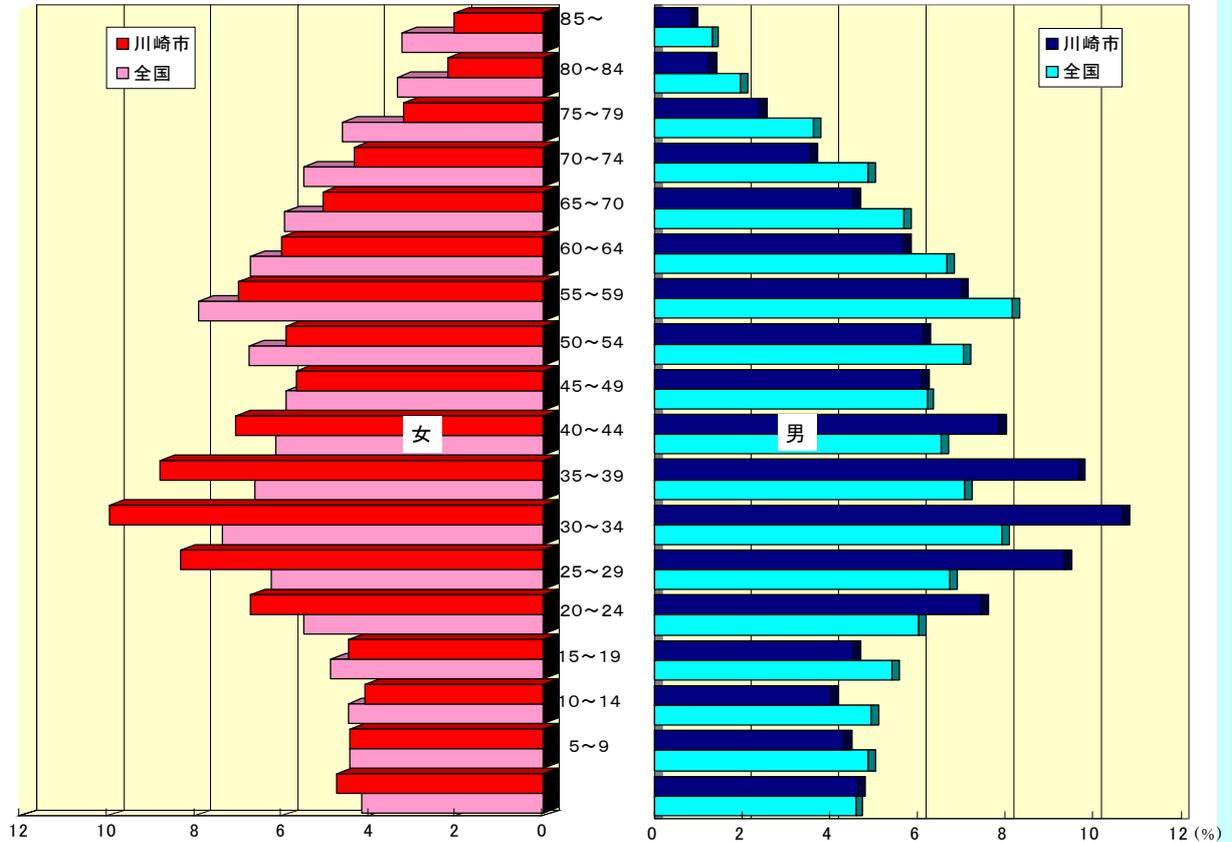
（「川崎市年齢別人口」及び「将来人口推計調査」より）

川崎市の年齢3区分別人口構成(平成19年10月1日現在)



(「川崎市年齢別人口」より)

川崎市の人口ピラミッド(平成17年国勢調査結果)



【人口の推移】～ 人口減少社会における人口の増加 ～

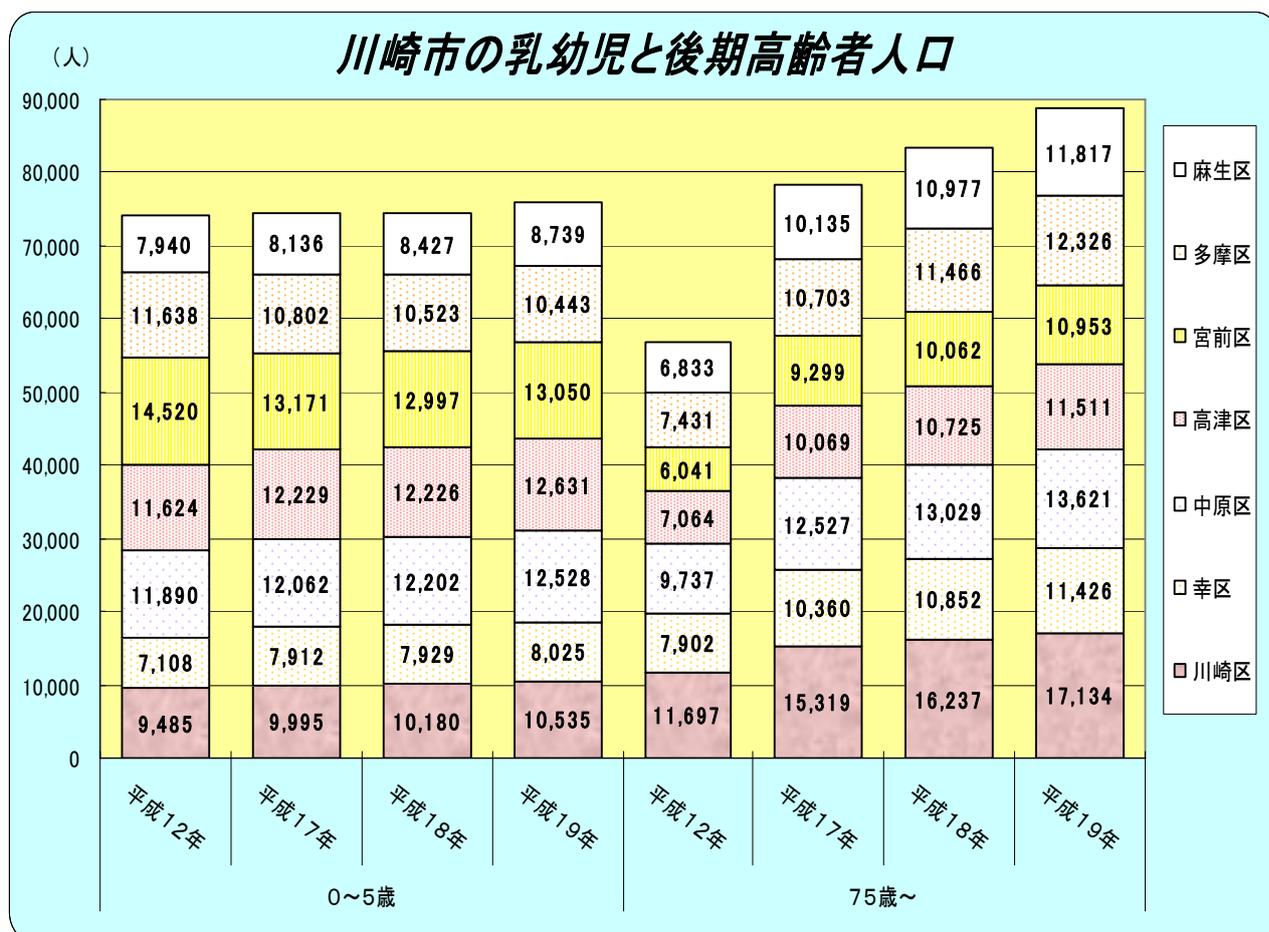
わが国は、既に多くの都道府県・市町村で、人口が自然減少をしています。

こうした中、本市では人口の自然増加（出生と死亡による）と社会増加（転入と転出による）がいずれも続いています。

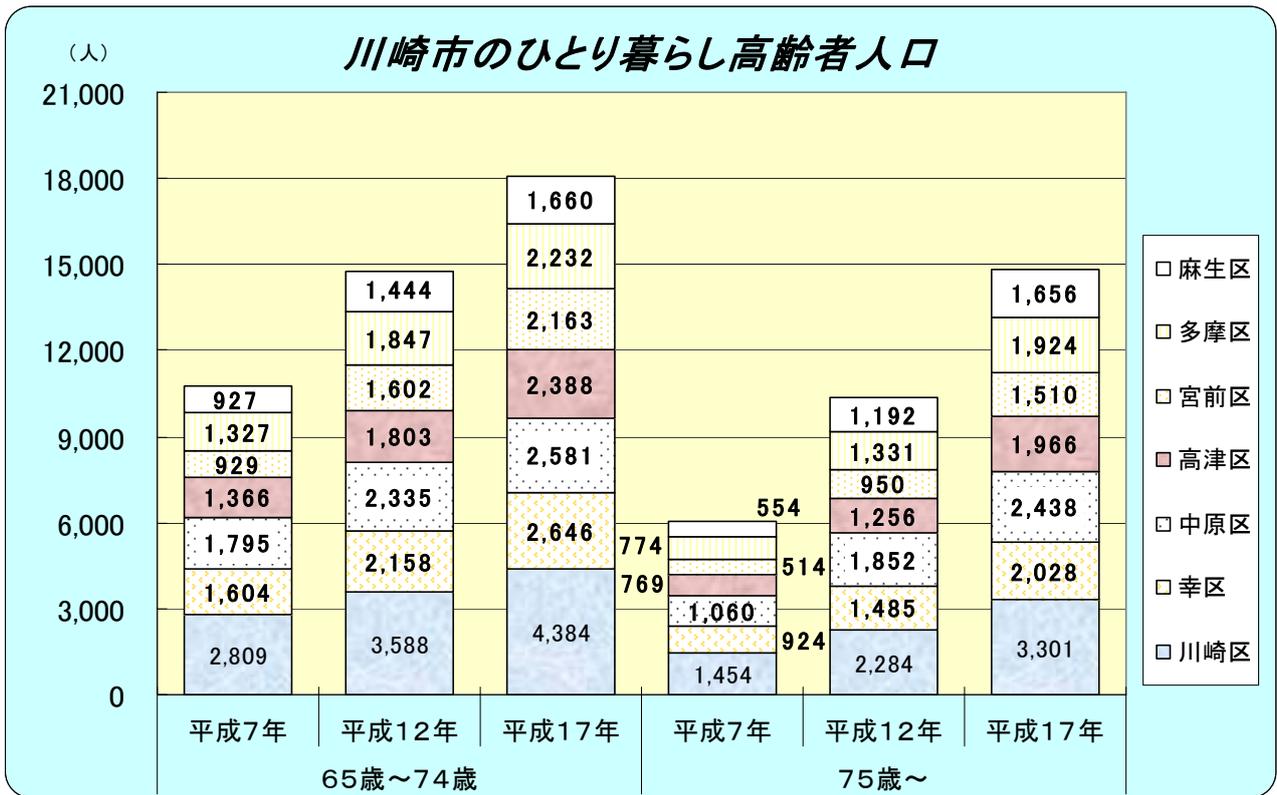
その中で、乳幼児人口は微増傾向にあり、75歳以上の後期高齢者人口も平均寿命の伸長などに伴い、急速に増加してきています。

さらに、ひとり暮らし高齢者も急速に増加してきていることなどから、地域における支え合いや見守りができる地域社会づくりが求められています。

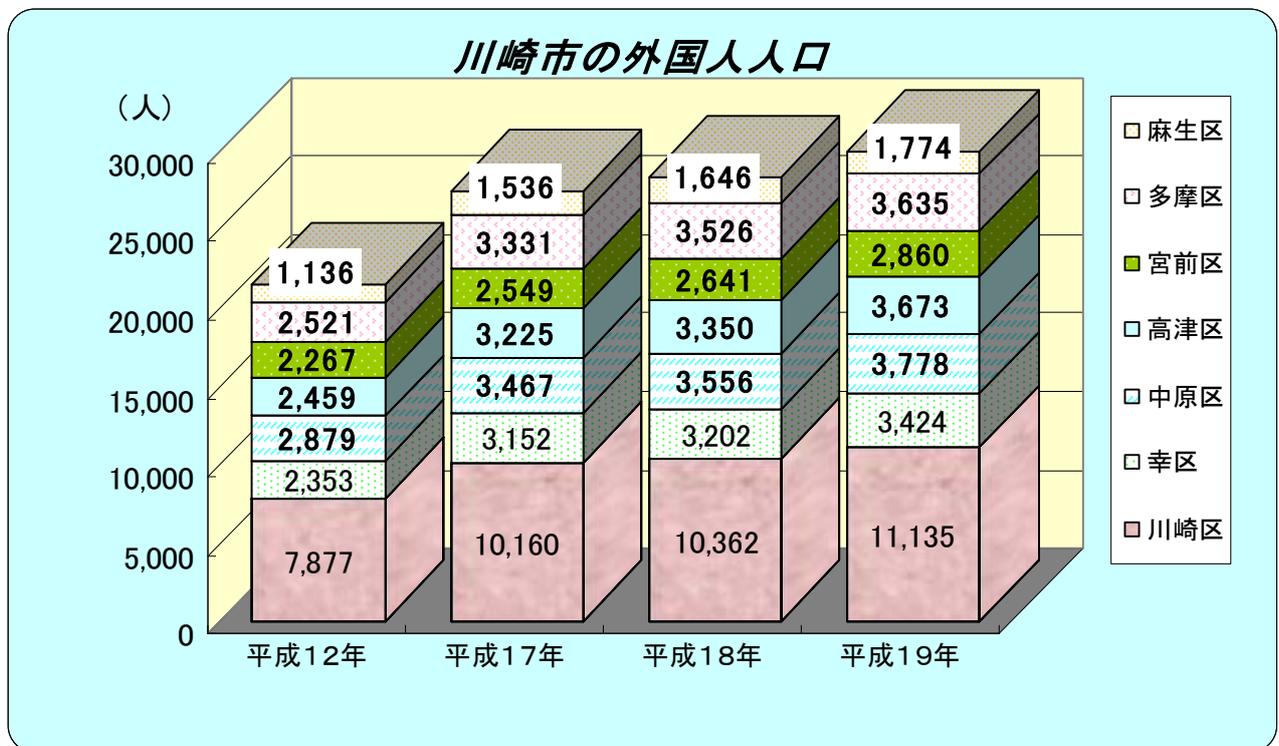
また、外国人人口も、川崎区のみならず、各区において増加傾向にあります。



(「川崎市年齢別人口」より)



(「国勢調査結果」より)

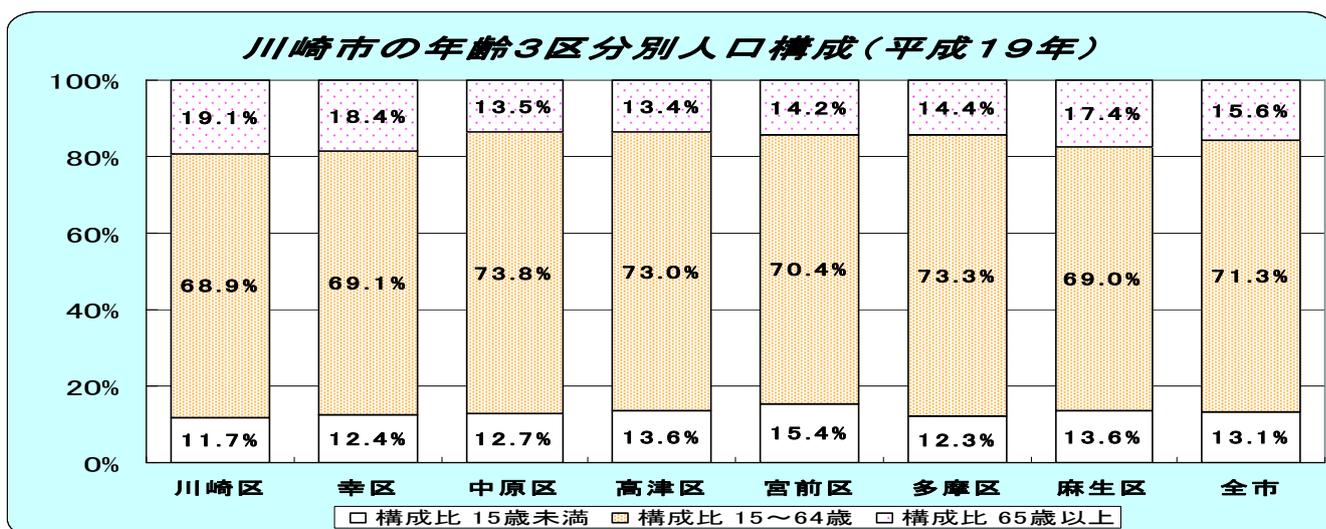
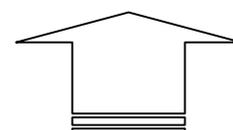
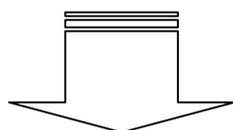
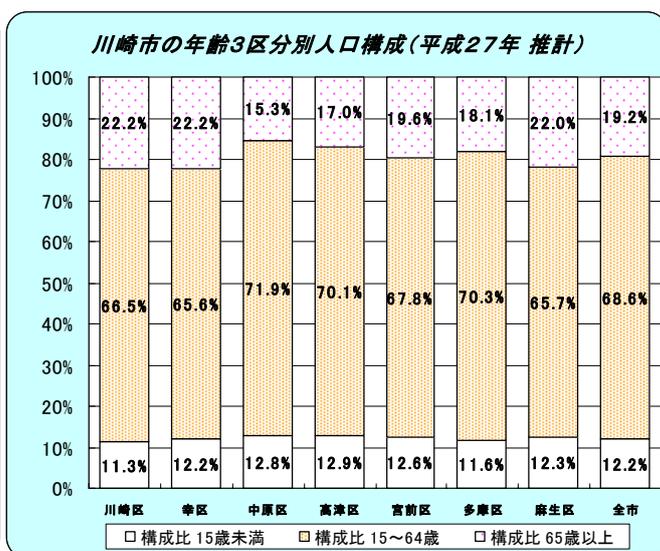
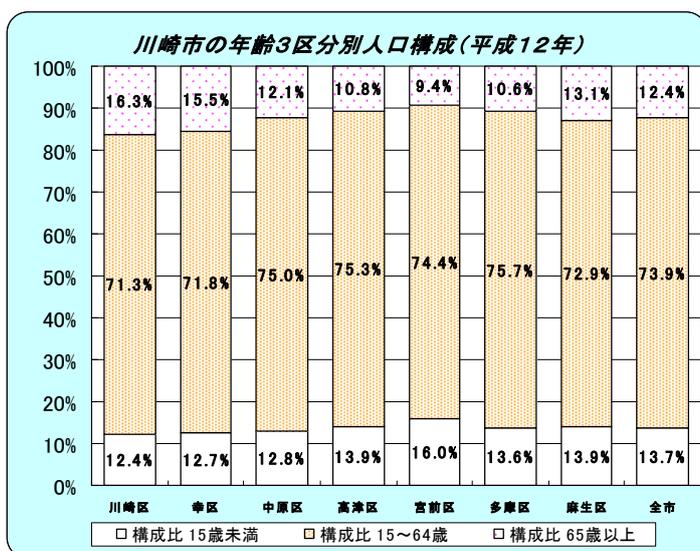


(「川崎市管区別年齢別外国人登録人口」より)

【人口の動態】 ～ 少子高齢化社会における人口の増加 ～

本市の人口構成は、15歳～64歳の「生産年齢層」の割合が高く、“働きざかり”の年代が多い市と言えます。

しかしながら、ここ数年で65歳以上の「老年人口」が、0～14歳の「年少人口」を上回り、今後も、よりその傾向を強めていくことが予想されており、本市においても、少子高齢化が急速に進展してきています。

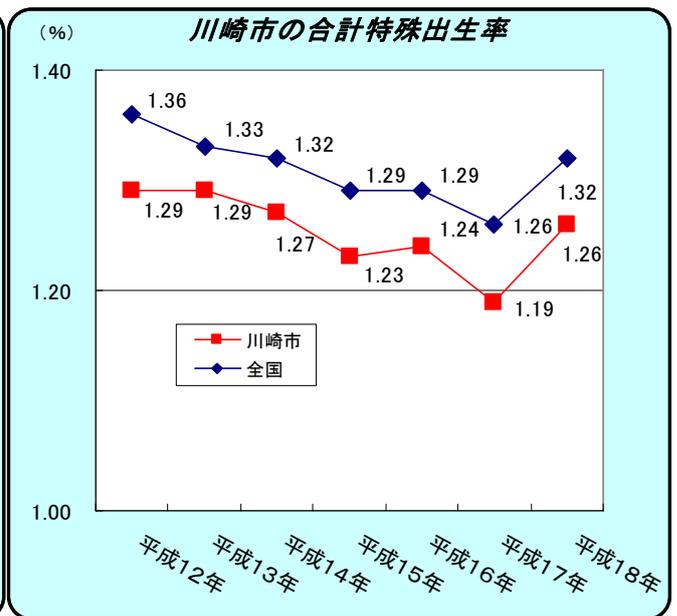
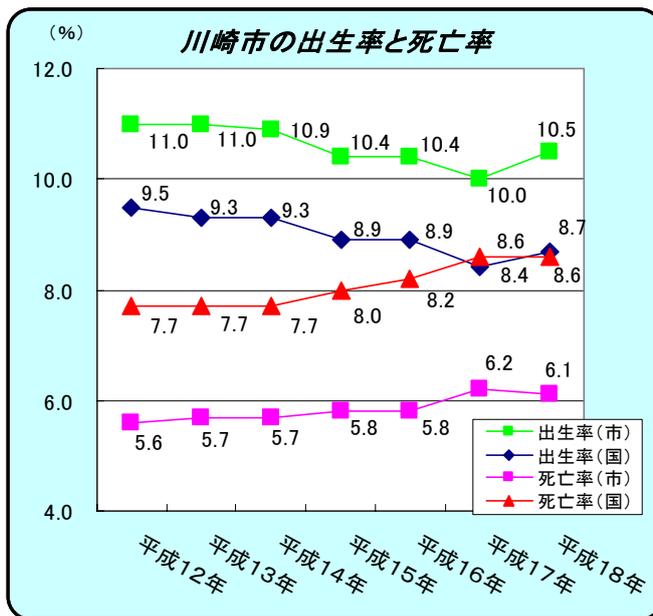


「川崎市年齢別人口」及び「将来人口推計調査」より)

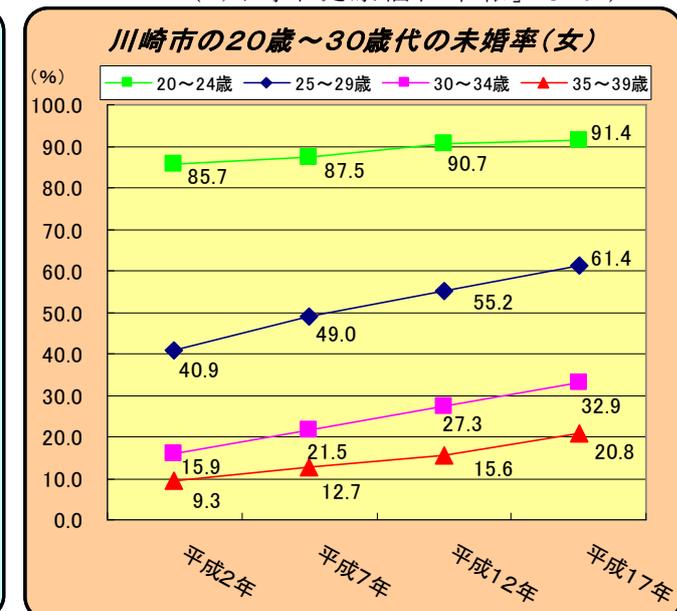
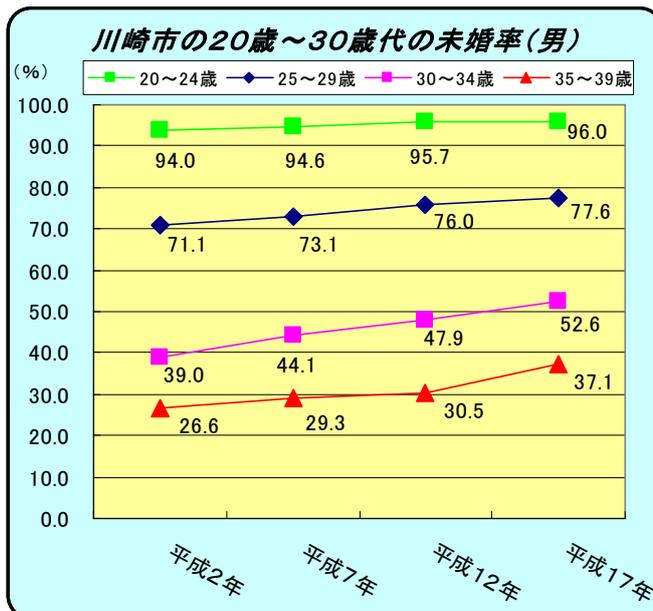
## II 総論

こうした、少子高齢社会にあつて、本市の人口動態は、高い出生率と低い死亡率に支えられ、人口の自然増加が続いています。

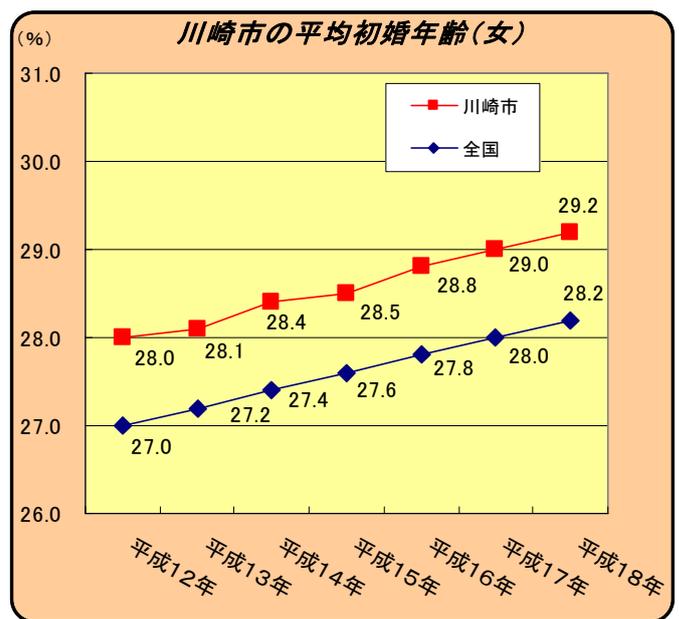
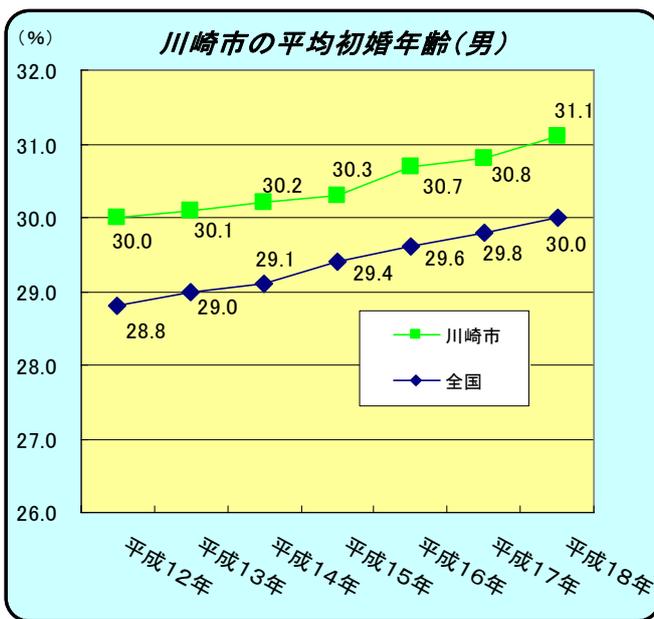
一方、合計特殊出生率は年々下降してきており、少子化は進行してきていると言えますが、本市を含めた、大都市において合計特殊出生率が、低い傾向にあるのは、20歳から30歳代にかけての人口が多く、その年齢層における未婚率の上昇や晩婚化の進展が大きな要因と言えます。



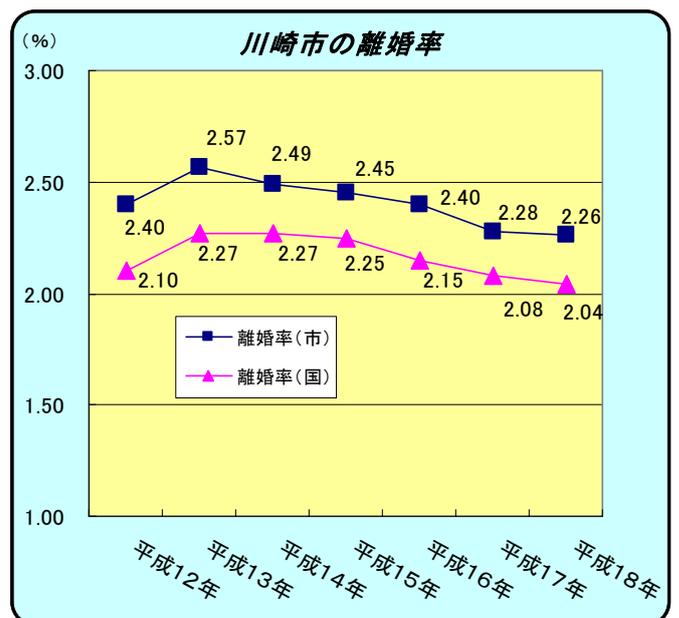
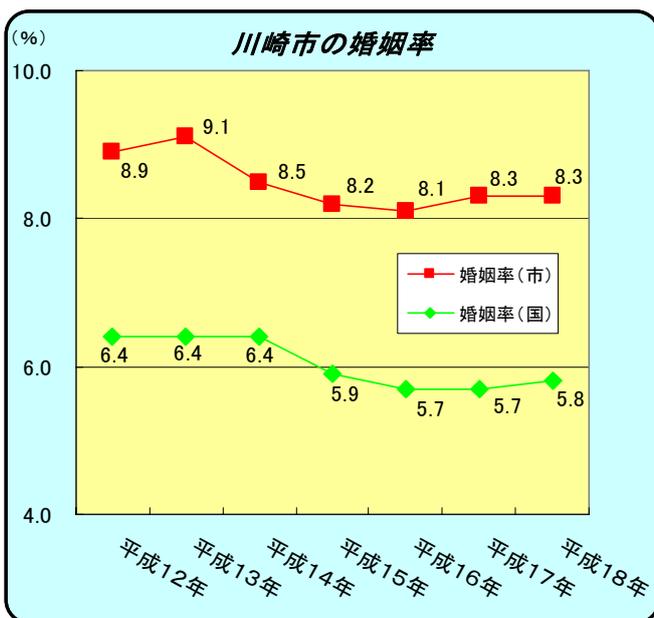
(「川崎市健康福祉年報」より)



(「国勢調査結果」より)



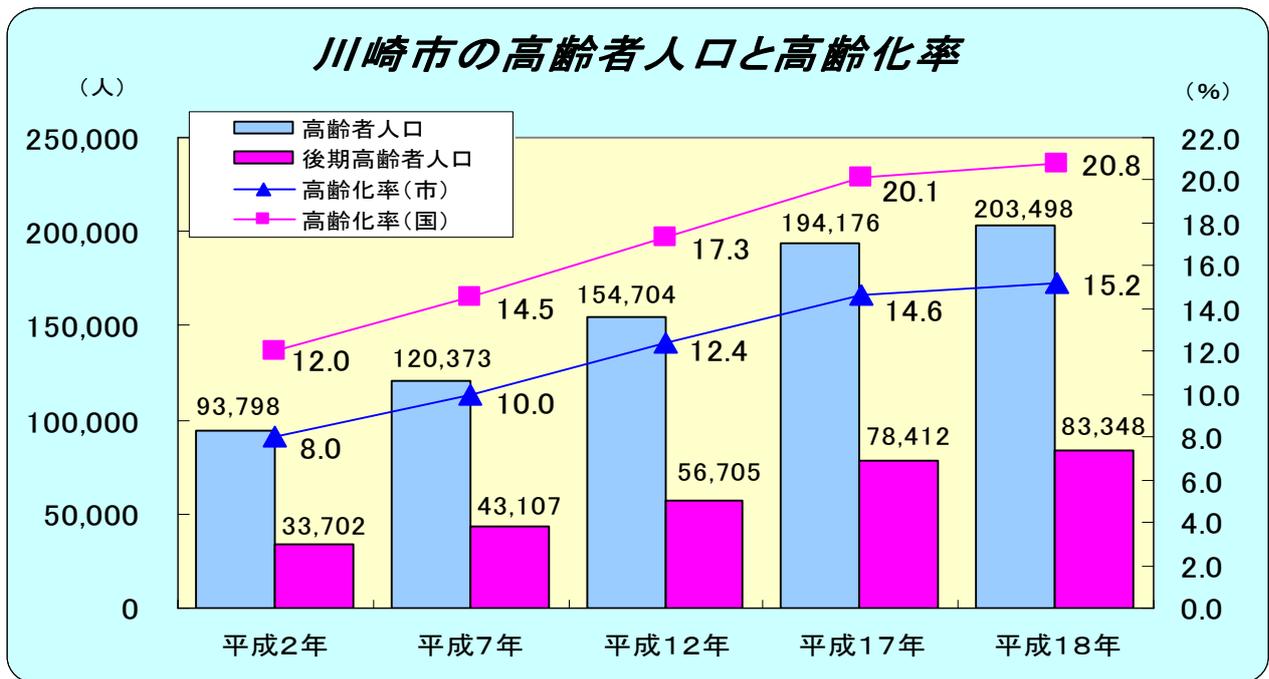
(「国民衛生の動向」及び「川崎市健康福祉年報」より)



(「川崎市健康福祉年報」より)

また、本市の高齢者人口は、平均寿命の伸長とともに増加してきており、全国的に見て高齢化率は低いものの、高齢化は、国全体を上回るスピードで進行しています。

こうした、少子化や高齢化などの人口の動態には、各区ごとの人口の構成が大きく起因しており、それぞれの区において、暮らしの困りごとなどに相違があることを示していると言えます。

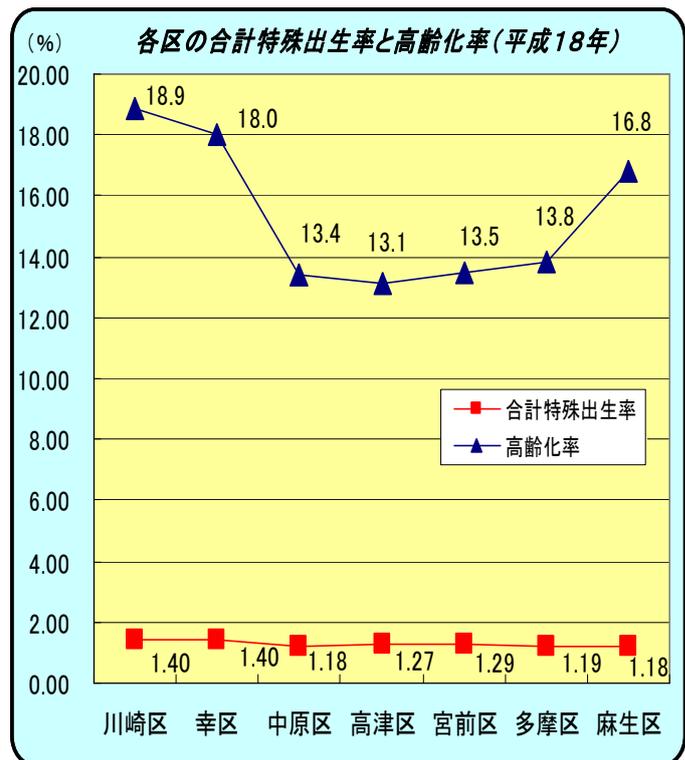
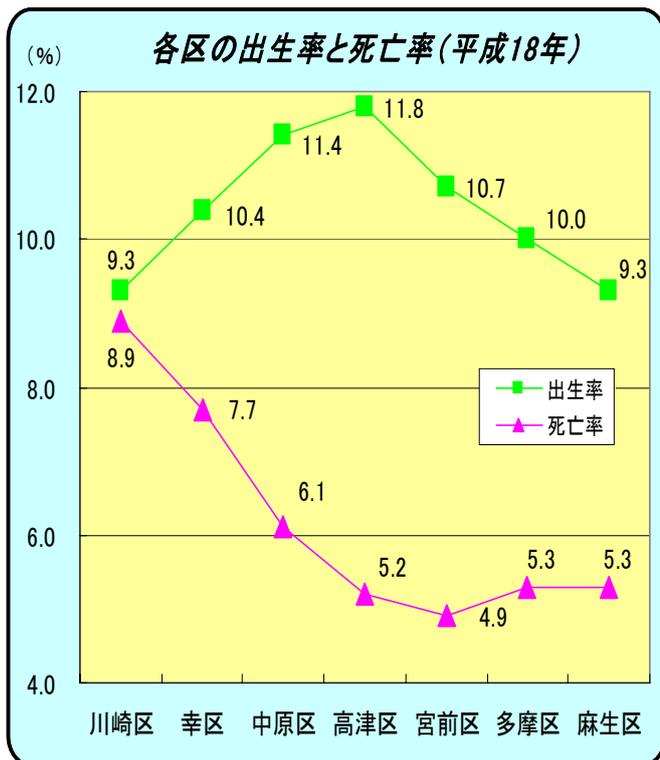


(「国民衛生の動向」及び「川崎市健康福祉年報」より)

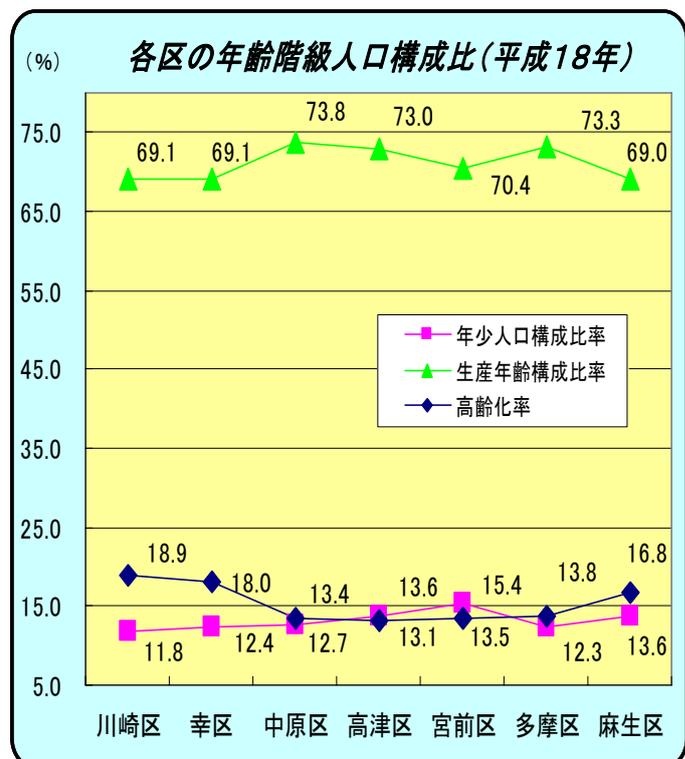
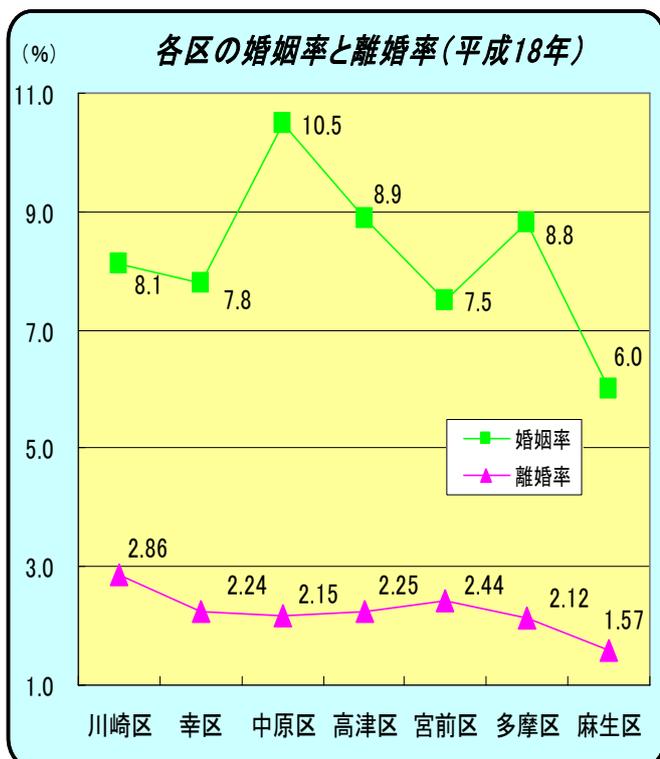
### 高齢社会へ到達するのにかかった年数

	65歳以上人口割合		倍化年数
	7%	14%	7%→14%
全国	1970(昭和45)年	1994(平成6)年	24年
川崎市	1986(昭和61)年	2004(平成16)年	18年

(「厚生労働白書」及び「川崎市健康福祉年報」より)



(「川崎市年齢別人口」及び「川崎市健康福祉年報」より)



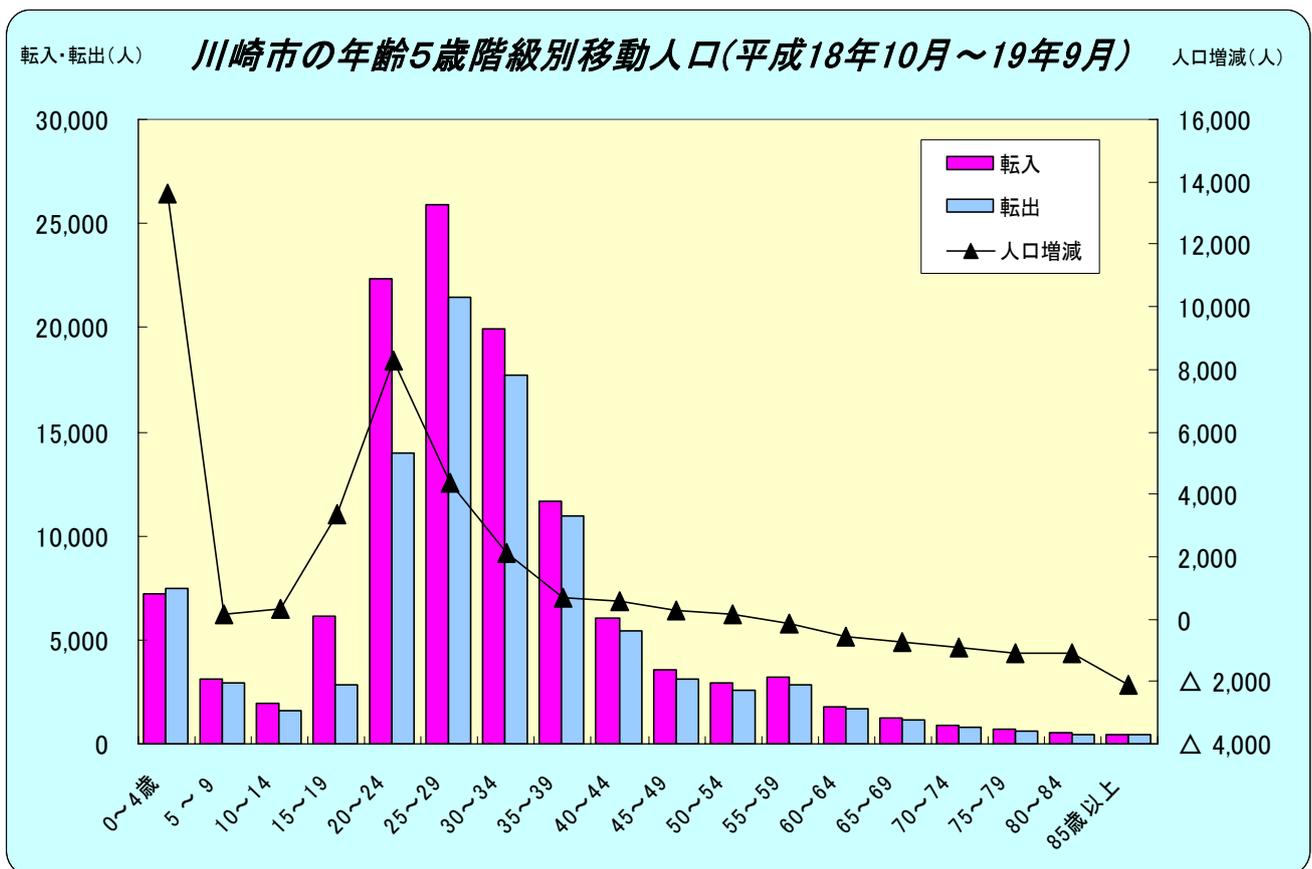
(「川崎市年齢別人口」及び「川崎市健康福祉年報」より)

【人口の移動】～ “持続可能な市民都市かわさき” をめざして ～

本市のここ数年の人口増加は、大都市において人口の増加率が高い傾向にある中、非常に高い水準で推移しています。

これは、工場跡地等への大規模マンションの建設などの大規模な居住系開発が相次いでいることにより、転入が転出を上回る人口の高い社会増加が続いていることが要因となっています。

年齢別に見ると20代の転入が多く、30代から40代にかけては、転入転出が高い水準で、ほぼ均衡していることから、新たに市民となる方が暮らしやすいまち川崎を実感できるような、既に川崎に住んでいる市民の方々の連携が図れるような取組が求められています。



(「川崎市年齢別人口」より)

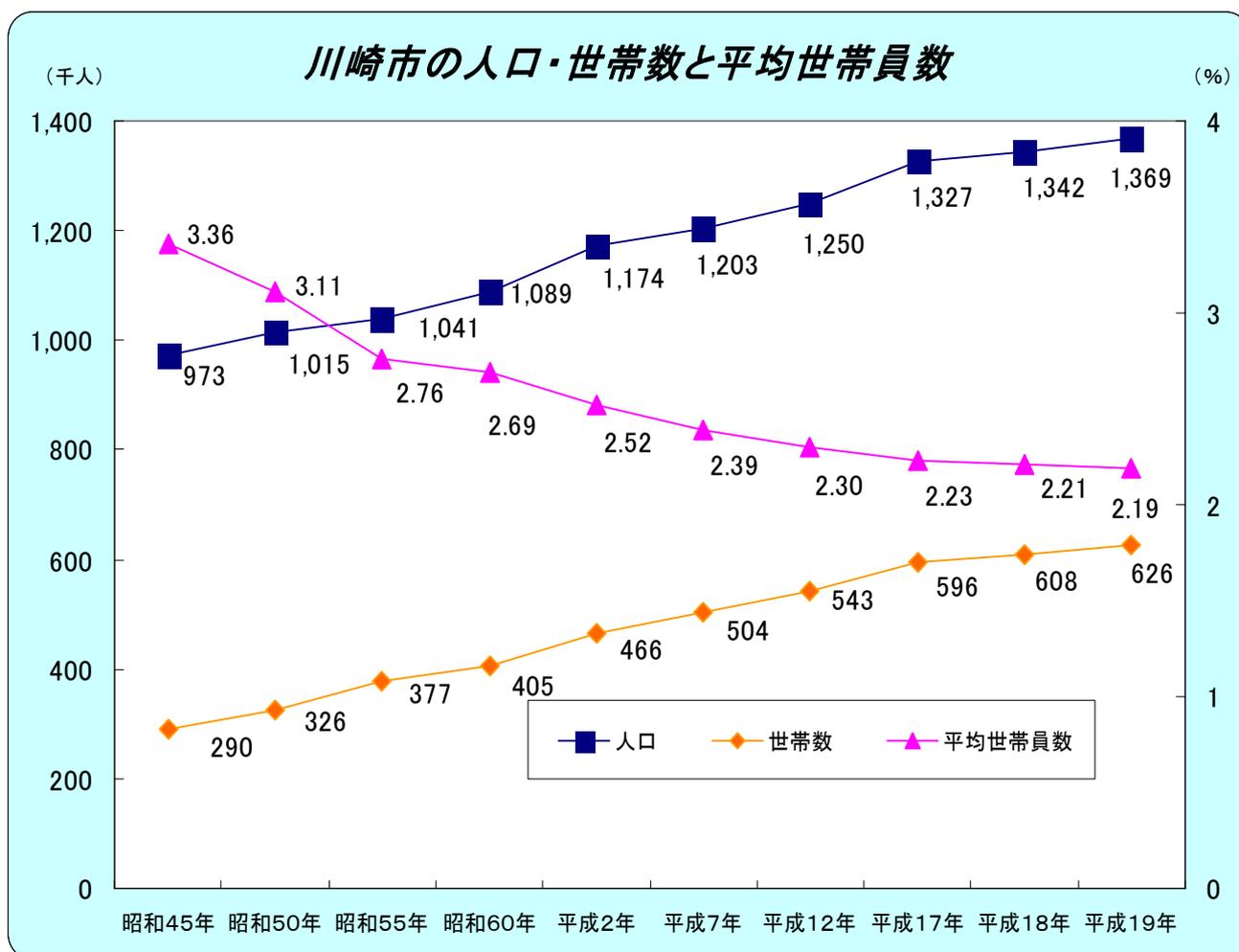
## 2 家庭の状況

### 【家族の構成】～ 世帯員数の減少とひとり暮らし世帯の増加 ～

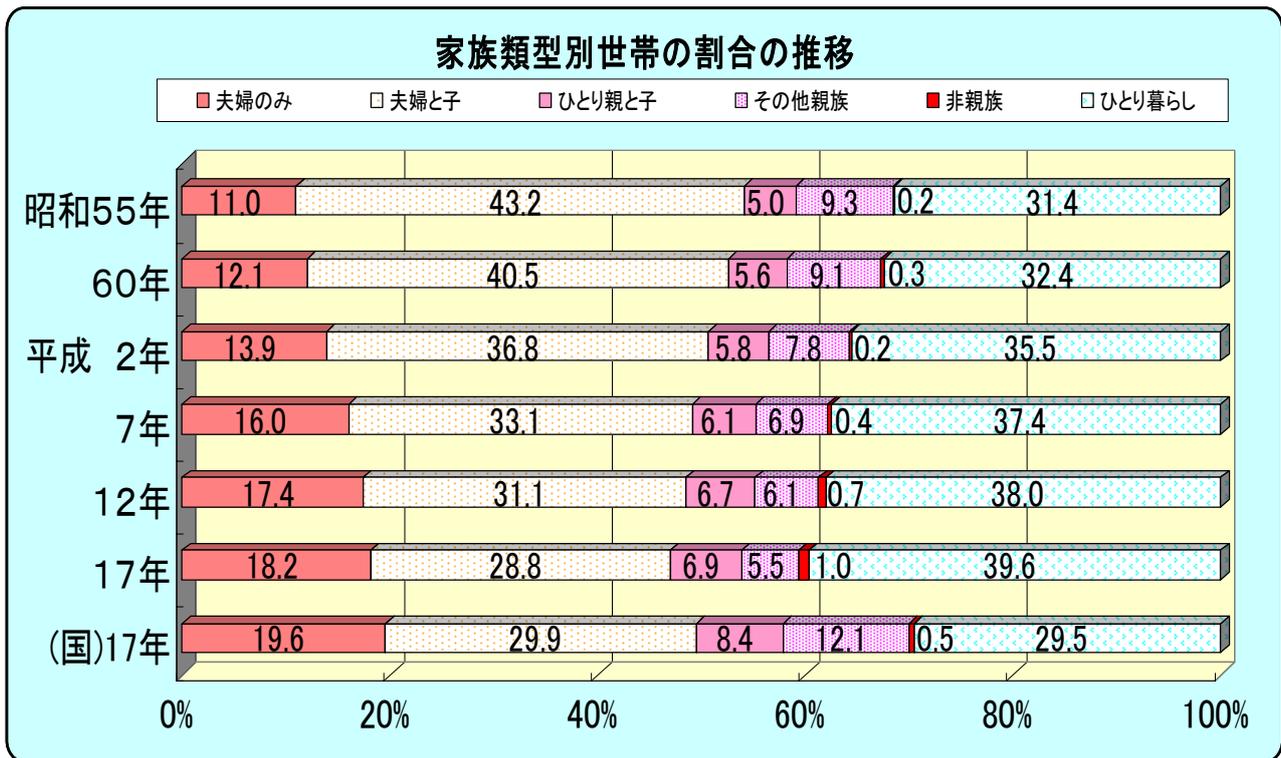
本市は人口、世帯数ともに増加していますが、世帯数の増加率が人口の増加率を上回ることから、平均世帯員数が減少を続けています。

また、家族の構成については、夫婦のみの世帯やひとり暮らし世帯の割合が上昇しており、全国的に見て、ひとり暮らし世帯の割合が4割に近いことが本市の特徴であると言えます。

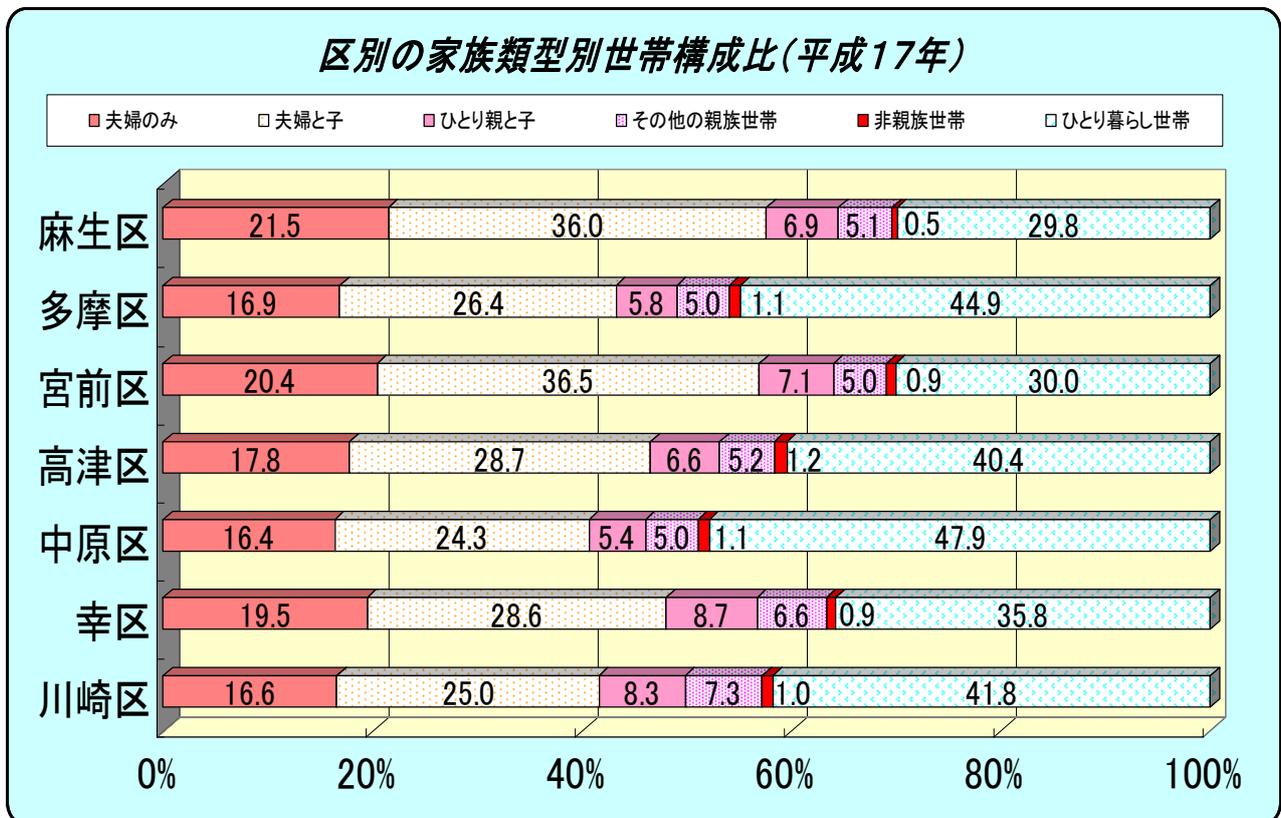
さらに、家族の構成についても、各区ごとに相違が見られ、家族の抱える困りごとなどが違っていると言えます。



(「川崎市の世帯数・人口」より)



(「国勢調査結果」より)

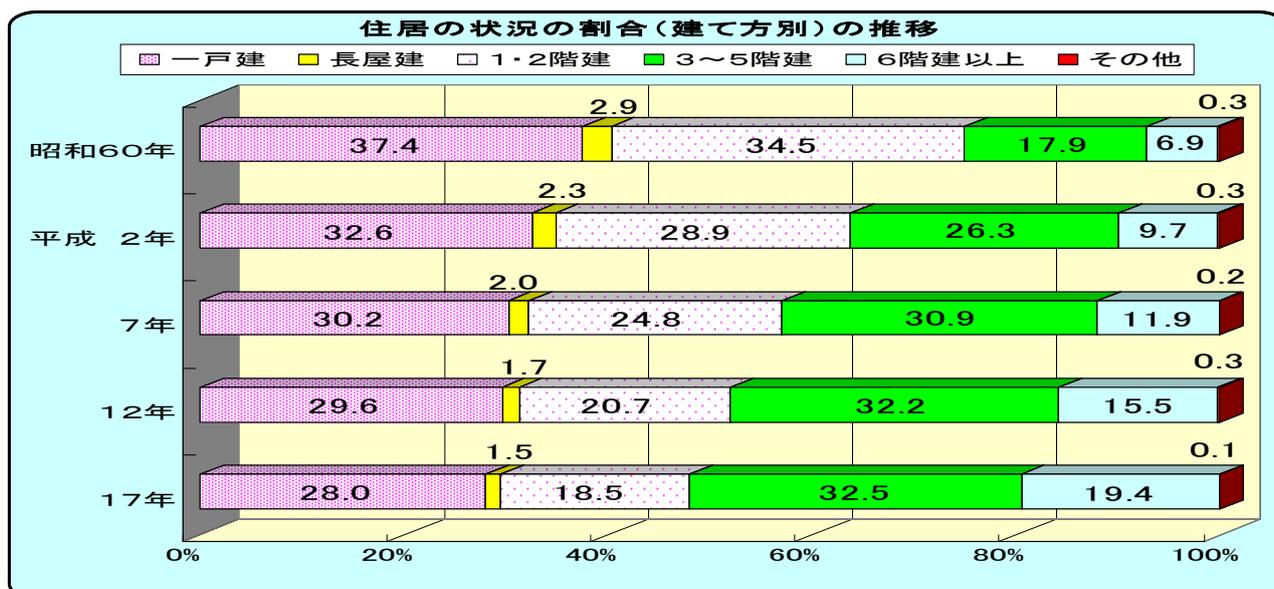
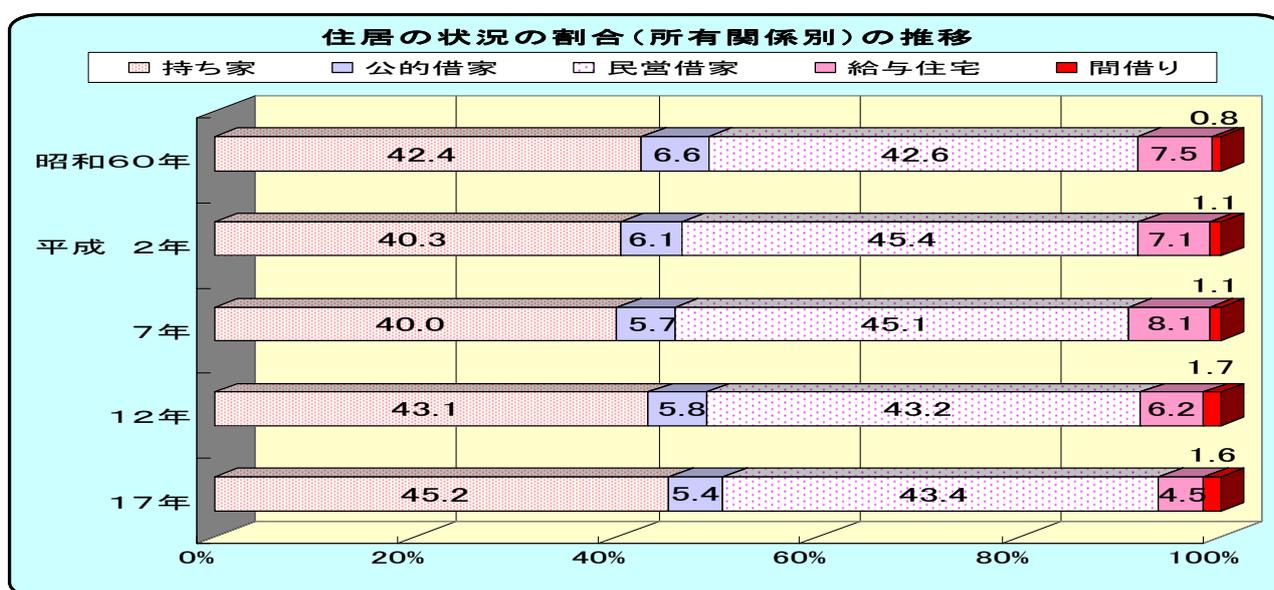


(「国勢調査結果」より)

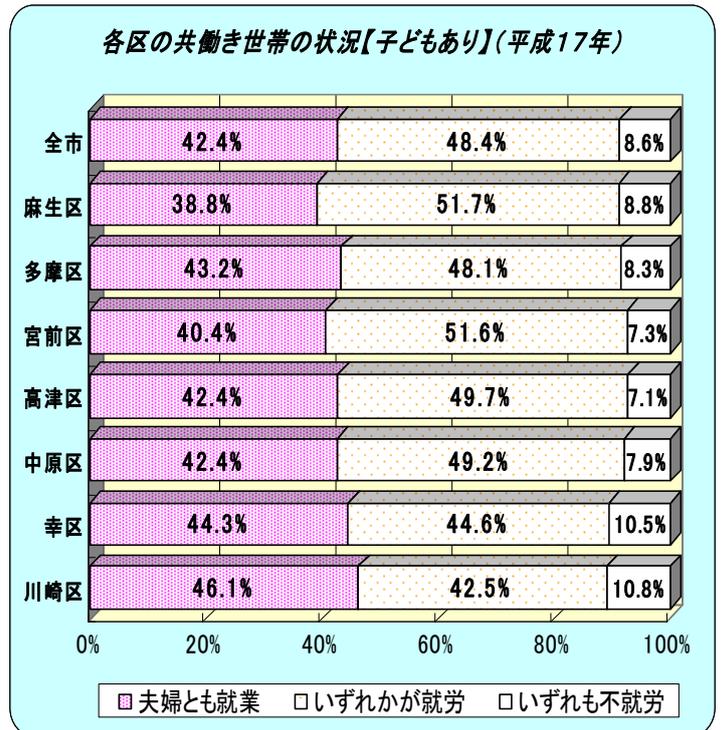
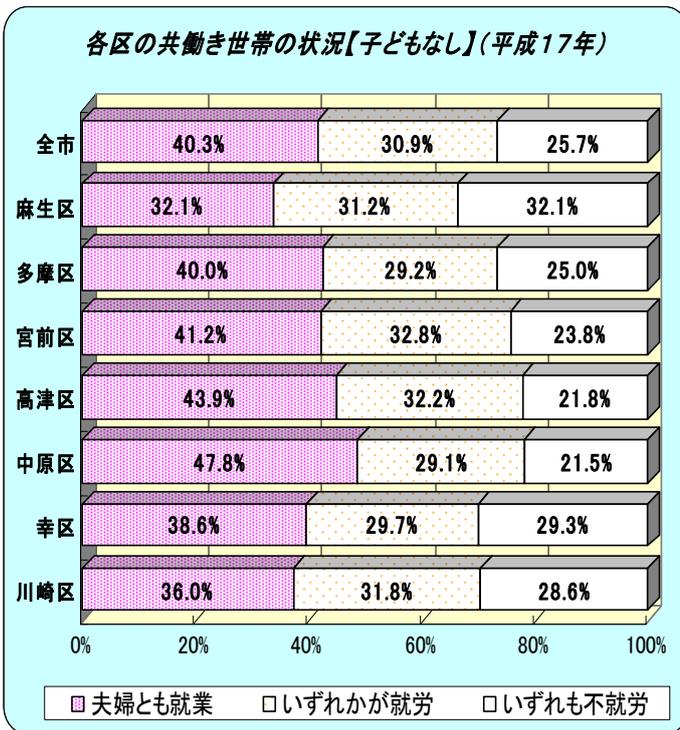
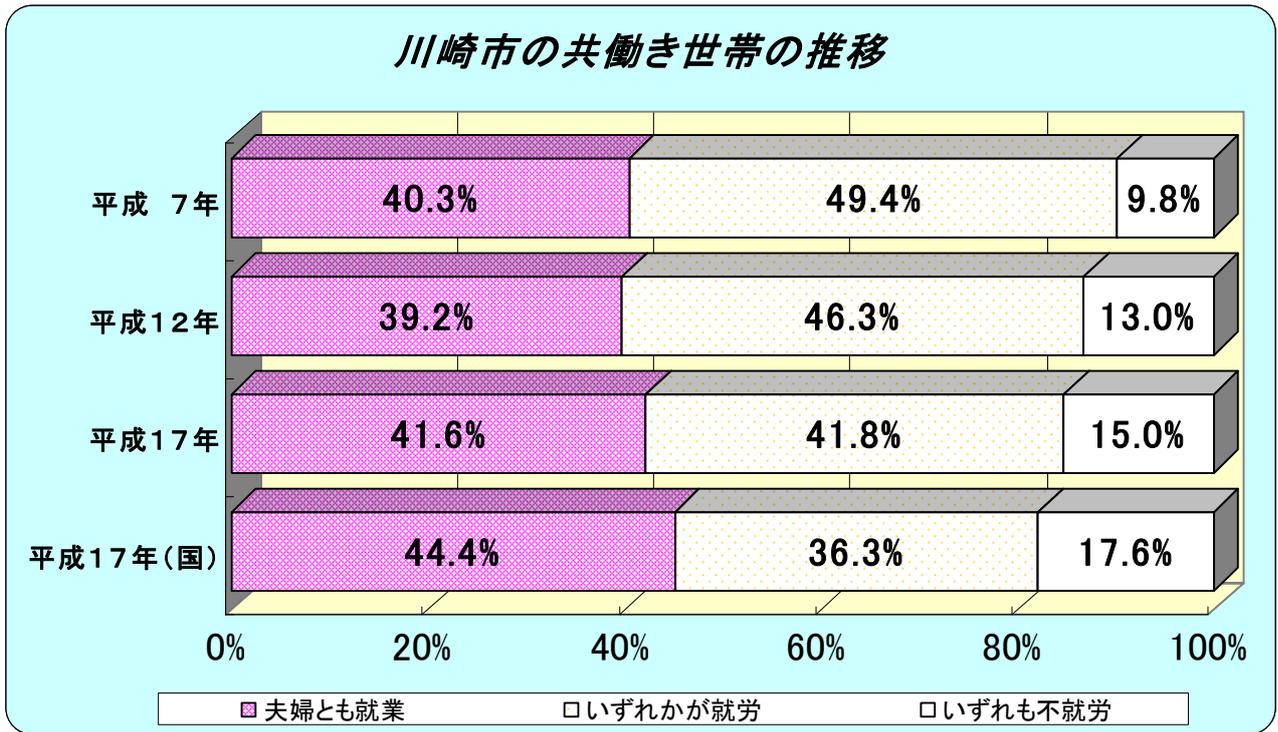
【住居と就労の状況】～ 共同住宅の中高層化と共働き世帯の増加 ～

本市に住む世帯の住居の所有状況については、一時、低下傾向にあった持ち家率が、ここ10年間で上昇傾向にあり、住まいの形態については、一戸建ての割合が減り、中高層の共同住宅の割合は上昇し続けています。

また、就労の状況として、夫婦のいる世帯の中で、共働き世帯の割合が上昇傾向にあり、そのうち、子どもがいない夫婦の共働き世帯の割合が、他の大都市に比べ高いことが、本市の特徴と言えます。



(「国勢調査結果」より)



(「国勢調査結果」より)

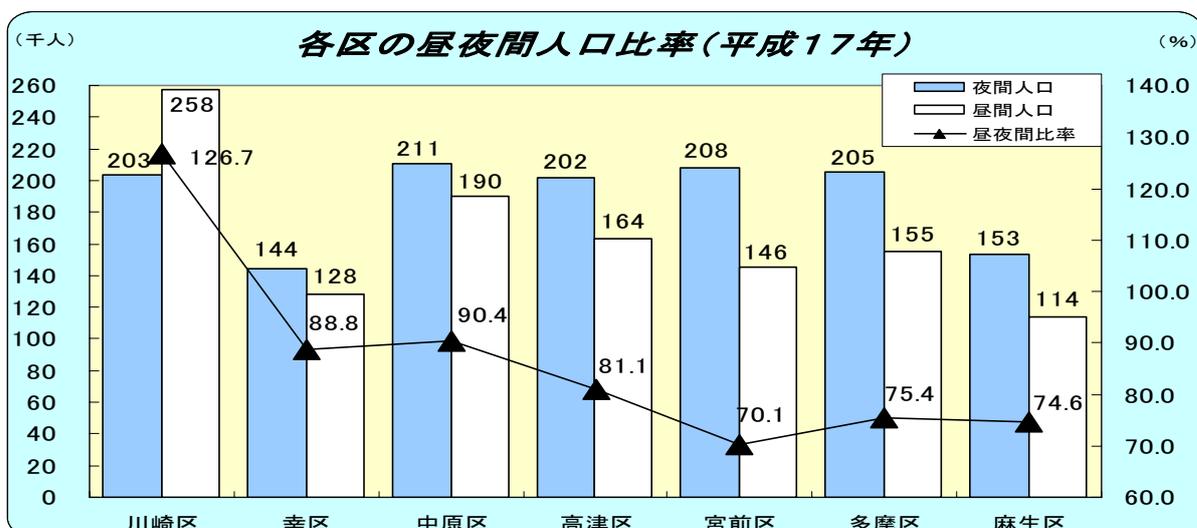
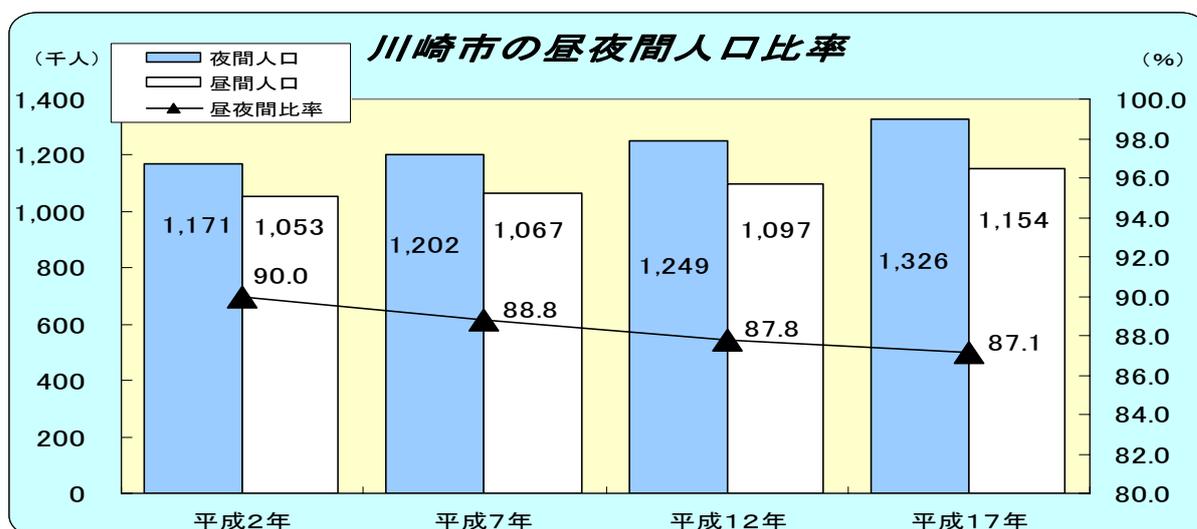
### 3 地域福祉の状況

#### 【地域の変化】～ 低下する昼夜間人口比率 ～

本市の昼夜間人口は、昼間・夜間人口ともに増加が続いていますが、市外へ通勤する流出人口は増加傾向にあり、逆に、本市を従業地等として流入する人口は減少傾向にあることから、昼夜間人口比率は低下を続けています。

また、大都市の中で、本市を含め、横浜市、千葉市、さいたま市の昼夜間人口比率が低いことは、東京都の影響が大きいと言えます。

さらに、各区の昼夜間人口比率は、川崎区のみが昼間人口が、夜間人口を上回っていますが、北部地域では、70%代と低い水準にあります。



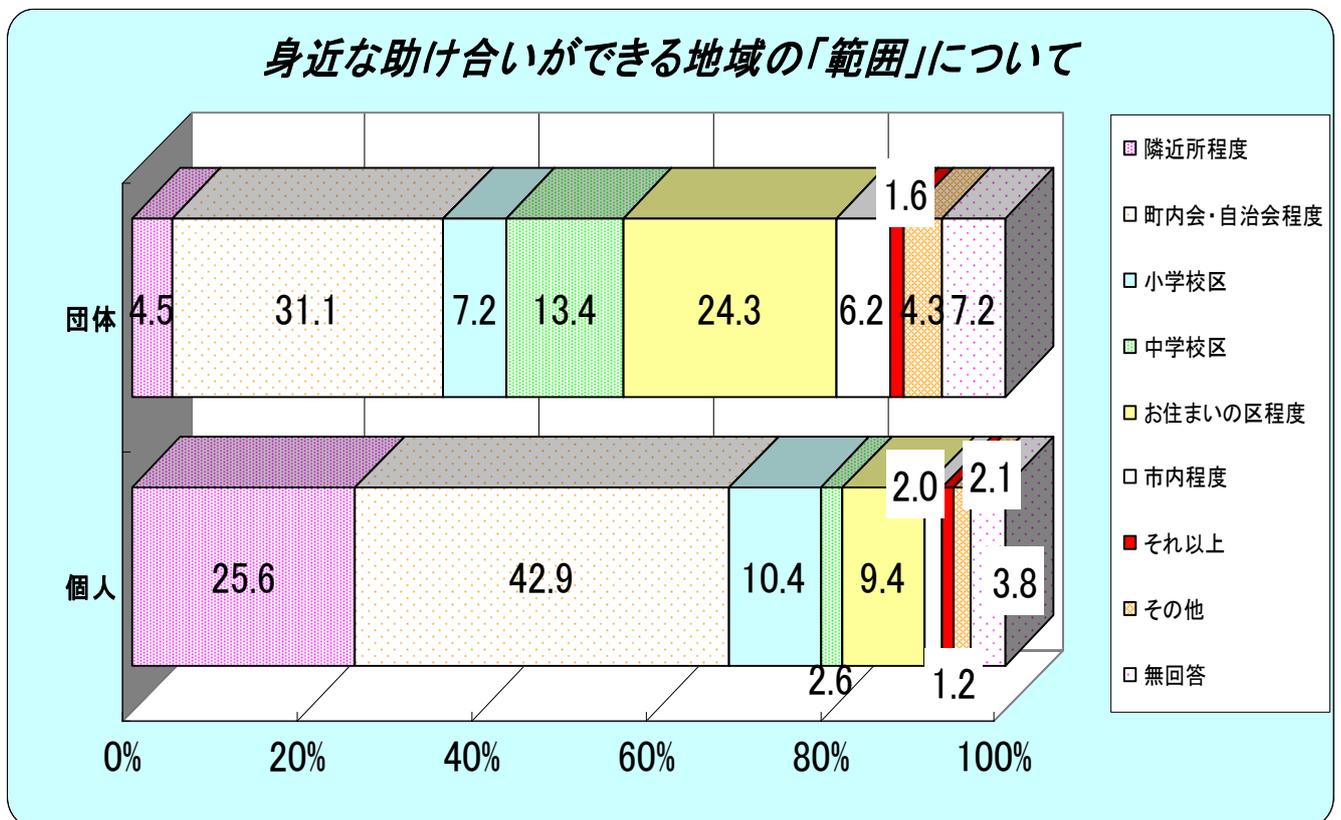
（「国勢調査結果」より）

【地域福祉の範囲】～ 実情に応じた“地域福祉”の範囲 ～

本市でも、第1回地域福祉実態調査の結果から、「身近な助け合いのできる地域」の範囲を、自分が住んでいる町内会・自治会程度の範囲と考える人が多いことがわかりました。

地域の範囲の捉え方は、行政区、小・中学校区、地区社協区、地区民協区など施策や活動の内容や対象者によって、その範囲が変化します。

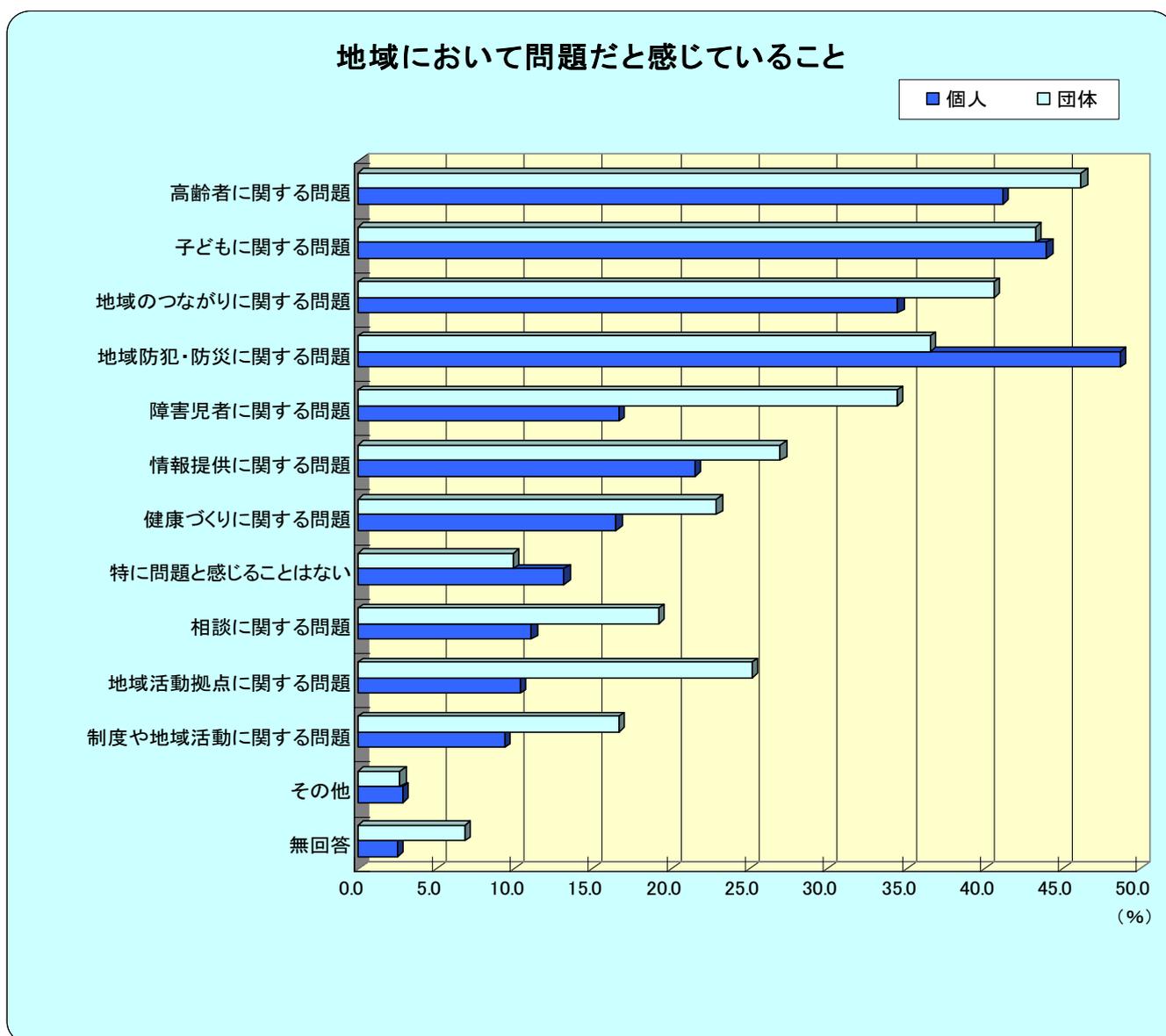
こうしたことから、地域福祉計画の「地域」の範囲については、限定して定義していくことはせず、その実情に応じた地域の範囲の設定をしていく必要があります。



(「第1回地域福祉実態調査」より)

【地域福祉の課題】～ 求められる”地域福祉の推進”～

第1回地域福祉実態調査の結果から、「地域において問題だと感じていること」について、高齢者や子ども、障害児・者などに関する問題への意識が高く、また、地域のつながりや地域防犯・防災に関する問題に対する意識も高いことがわかります。いずれも具体的な事例を見ると、自分や家族だけ、行政の施策や事業だけでは解決ができないような、困りごとも多く、人と人との“つながり”による地域福祉の推進が求められています。

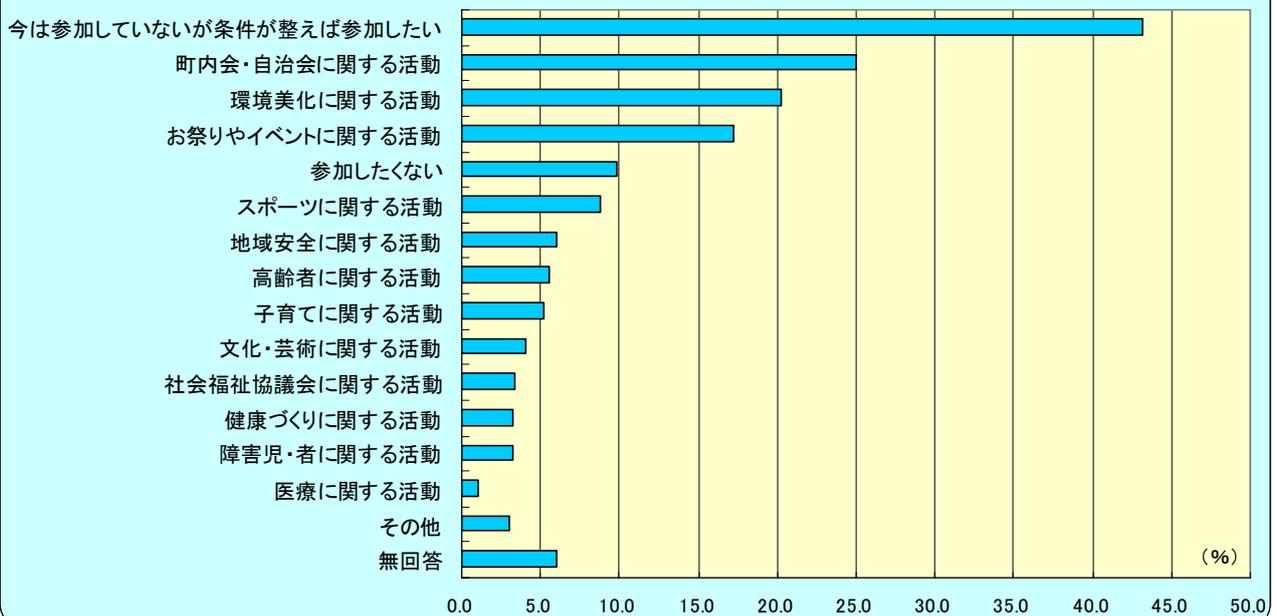


(「第1回地域福祉実態調査」より)

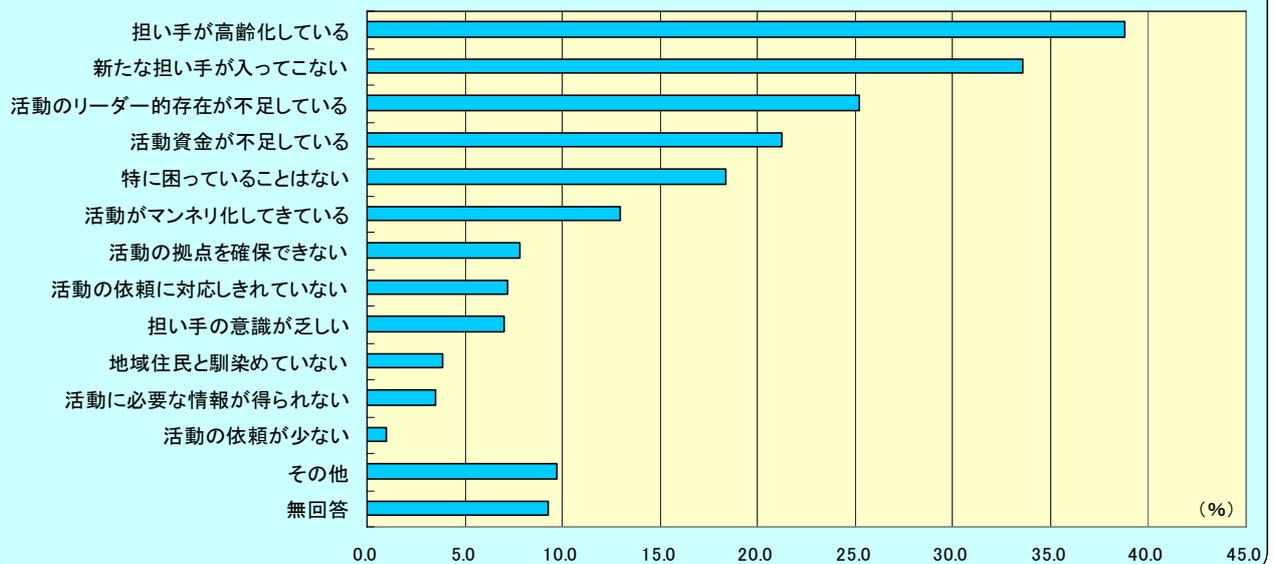
【地域活動等の状況】～ 地域福祉のコーディネート機能の充実 ～

第1回地域福祉実態調査の結果から、地域活動等への参加経験について、「今は参加していないが条件が整えば参加したい」という意識の高さに対し、団体等が活動を行う中での困っていることについて、「担い手が高齢化、不足している」という現実があります。こうしたことから、今後、地域活動等に参加する担い手をどうコーディネートしていくかが課題となります。

地域活動やボランティア活動への参加経験について(個人)



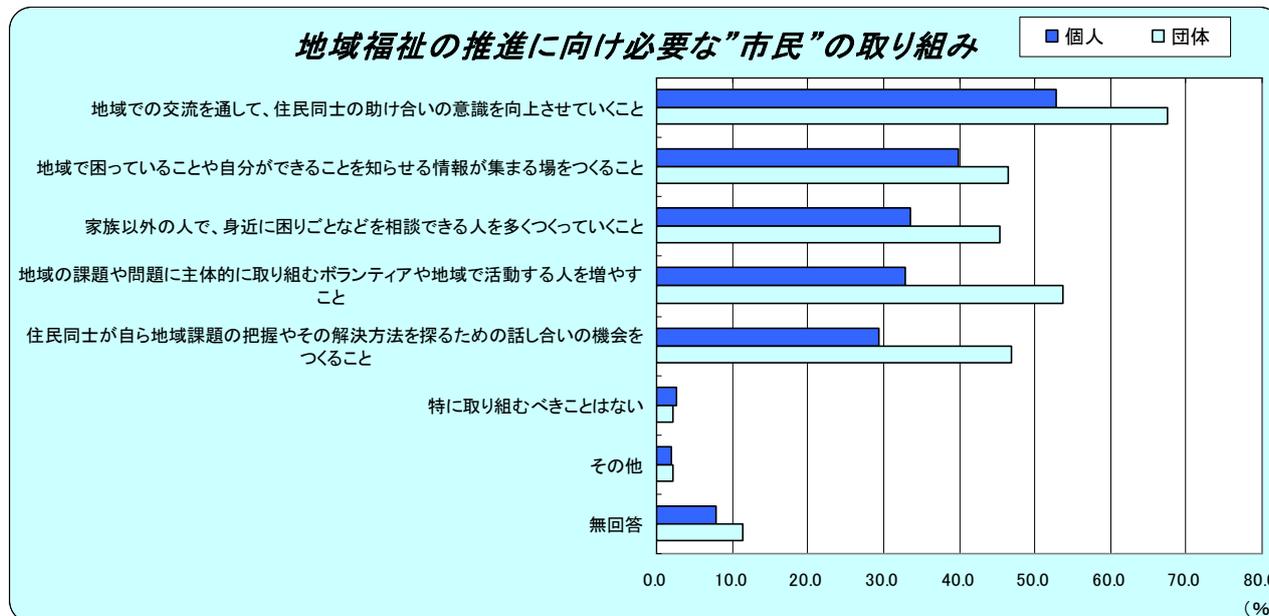
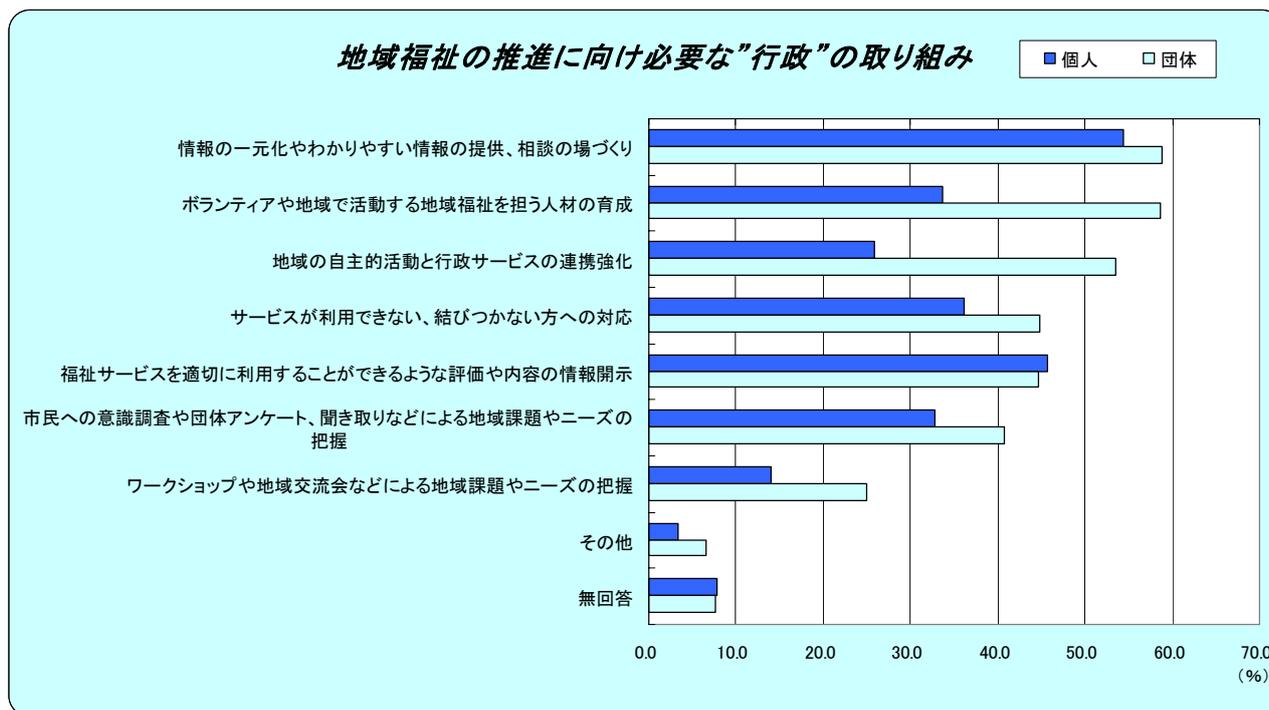
地域活動やボランティア活動等を行う中で困っていること(団体)



(「第1回地域福祉実態調査」より)

【地域福祉の推進】～ 地域福祉の推進に向けて ～

第1回地域福祉実態調査の結果からも、地域福祉の推進に向けては、行政にも、市民にも、様々な取組の課題があることがわかります。こうしたことから、「川崎市地域福祉計画」では、1つ1つの具体的な取組を位置づけて、市民との協働により、着実に計画を推進する必要があります。



(「第1回地域福祉実態調査」より)

## 第3章 計画策定の基本方向

### 1 基本的な視点

この計画の策定にあたっては、次の4つを基本的な視点としています。

#### (1) 第1期計画の継承と重点的な施策の推進

第1期計画の取組は、評価機関である「川崎市地域福祉計画推進検討会議」で、概ね順調に進捗しているとの評価をされており、基本目標の実現に向けて、着実に効果が現れていると考えます。

第2期計画では、これらの事業を継承するとともに、第1期計画への意見・評価を踏まえ、8つの重点的な施策を中心に、計画を推進していきます。

#### (2) 地域における人と人とのつながりの再構築

地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、地域で人と人とのつながりを持ちたくても持てない人が増えているとともに、地域における助け合いや支え合いの機能の低下により、孤立、虐待、ひきこもりなど様々な社会問題が起きています。

地域における人と人とのつながりを再構築し、地域の困りごとを地域で解決することができる仕組みづくりを進めていきます。

#### (3) 社会福祉の変化への対応

第1期計画策定後、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定、医療制度改革などの様々な制度変更がありました。

また、本市においても「川崎市自治基本条例」の制定、「川崎市新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』」の制定などに伴い、地域福祉を取り巻く社会状況の変化が生じています。これらの社会福祉の変化に対応した取組を適切に計画に位置づけていきます。

#### (4)地域の实情に合った取組の推進

各地域における課題や困りごとは、地域により異なり、地域の实情に応じた様々な工夫により解決が図られています。

市民の声を的確に計画づくりに活かしていくとともに、各区の計画の推進や支援を行い、地域の实情に合った取組を計画に位置づけていきます。

## 2 基本理念

本市が地域福祉を推進するため目指すべき基本理念を掲げます。

### 「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

#### (1)いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らすなか、様々な困りごとや生活の不安をかかえることがあります。住み慣れた地域の中で、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”を市民とともに目指します。

#### (2)共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”を育ていけるような“うるおいのある地域づくり”を市民とともに目指します。

#### (3)誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「いきがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”を市民とともに目指します。

### 3 基本目標

基本理念の実現を図るため、次の3つの基本目標に沿い施策を展開します。

#### (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

サービス利用者の権利擁護や人権に配慮した苦情解決制度の整備を推進するとともに、サービスの評価や内容の開示、保健や福祉などの専門分野の人材育成と確保を進めることで、サービスの質の向上に努めます。

また、地域で孤立した支援が必要な住民への対策の充実を図ります。

#### (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

地域福祉の着実な推進を図るため、地域福祉推進体制の基盤整備を進めていくとともに、すべての人に保健・医療・福祉サービスが行き届くような相談支援体制を充実し、効果的な情報の提供に努めます。

#### (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

地域福祉を進めるために、誰もが地域福祉活動のために集まり、参加できるような仕組みづくりを促進していくとともに、既に活動している福祉関係団体等への支援を行うことにより、住民の参加と協働が息づく、心豊かな地域づくりに向けた基盤整備を進めます。

## 第1期地域福祉計画の主な成果

### 1 幅広い専門性と資質を備えた福祉人材の育成

新たな福祉ニーズに対応する研修内容の充実及び指定管理者制度の活用による「高齢社会福祉総合センター」の運営方法の効率化

### 2 NPOやボランティア等を含めた多様なサービス供給体制の育成・支援

地域活動拠点としての「高津老人福祉・地域交流センター」設置及び交流の場の提供や地域福祉推進の全市の拠点としての「総合福祉センター」の整備

### 3 地域住民のネットワーク形成に向けた社会福祉協議会の役割の促進

「川崎市在宅福祉公社」との統合を実施、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度などサービスを効果的な提供にむけ、「あんしんセンター」を市内3か所に設置

### 4 福祉ネットワークづくりのための支援

「地域包括支援センター」を中心とした、民生委員・児童委員、町内会・自治会、ボランティア団体等による新たな地域ネットワークの構築や災害時要援護者の把握及び支援体制の確立

### 5 市民活動やボランティア活動への支援

ボランティアの組織化、連携、調整等を行うため、各区社会福祉協議会に「ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動支援機能を強化

### 6 総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成

地域づくりのキーパーソンとなる「地域福祉コーディネーター技術研修」を実施

## 「第1期地域福祉計画への意見」と地域福祉ニーズ

### 第1期地域福祉計画への主な意見

- 今後の取組としての団塊世代の地域デビュー支援や学童生徒対象の福祉教育などの充実
- 各事業の周知などに対する情報提供の工夫
- 各個別行政計画との連携と社会状況の変化に応じた柔軟かつ弾力的な対応

### 第1回地域福祉実態調査からの主な意見

- 効果的な情報提供と相談の場が必要
- 既存の地域福祉活動への支援も含めた地域福祉活動への参加のきっかけづくりが必要
- 地域のつながりの希薄化と社会的孤立を防ぐ対策の促進が必要

### 作業部会での主な意見

- 地域から孤立した世帯への支援対策が必要
- 地域の交流や情報を集める拠点が必要
- 福祉人材の確保と養成が必要
- 研修情報の一元化
- 世代間交流・情報交換が必要
- 各種団体が顔を合わせて情報交換ができる場が必要

# 第2期川崎市地域福祉計画の概要

計画の期間：平成20年度から平成22年度まで

各区の特性に応じた地域の福祉課題の解決にむけた取組を！



地域の“困った”を地域のみinnで解決していきけるような“地域力”を育む

**基本理念** ～活力とうるおいのある地域づくりをめざして～

参加と協働で育む、心豊かな地域づくりを

**【基本方針】**

- I-1 サービス利用者の権利擁護に取り組みます
- I-2 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます
- I-3 支援が必要な住民への対策を充実します

- 1 いつまでも誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- 2 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- 3 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

**【基本方針】**

- II-1 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します
- II-2 利用者に合わせた相談支援体制を充実します
- II-3 効果的なサービス情報の提供に取り組みます

**【基本目標Ⅰ】**  
サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

**【基本目標Ⅱ】**  
保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

**【基本目標Ⅲ】**  
地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

**第1期計画の主な成果**

- 1 幅広い専門性と資質を備えた人材の養成
  - ★ 高齢社会福祉総合センターの運営方法の効率化
- 2 NPOやボランティアを含めた多様なサービス供給体制の育成支援
  - ★ 「川崎市総合福祉センター」の整備
- 3 地域住民のネットワーク形成に向けた社会福祉協議会
  - ★ 「かわさきあんしんセンター」の設置
- 4 福祉ネットワークづくりのための支援
  - ★ 災害時要援護者の把握及び支援体制の確立
- 5 市民活動やボランティア活動への支援
  - ★ 各区社協ボランティアセンターの設置
- 6 総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成
  - ★ 地域福祉コーディネーター技術研修の実施

**【基本方針】**

- III-1 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します
- III-2 地域福祉活動団体の活動を支援します
- III-3 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します

**■第2期川崎市地域福祉計画の策定趣旨**

「第2期川崎市地域福祉計画」は、平成17年3月に、社会福祉法第107条に基づき策定した「川崎市地域福祉計画」の理念等を継承するとともに、社会経済環境の変化や地域の実情に合わせて見直すものです。

**■“かわさき”の地域福祉計画とは！**

全市的に地域福祉を推進するための施策や事業展開を市計画として、それぞれの区域に応じた、住民に身近で具体的な取組を区計画として策定、大きなネットに小さなネットを重ねあわせ、より網目の細かいネットを持つ、1つの地域福祉計画を策定します。

**8つの重点的な施策と各区の重点的な取組**

～平成20年度から平成22年度まで～

「困りごと」解決事例の調査・研究	「団体活動実践事例集」の作成
災害時要援護者の把握体制整備	地域福祉情報バンク事業の実施
地域福祉コーディネーター技術研修の実施	「住民交流会・意見交換会」の開催
社会福祉事業職員研修の実施	「相談窓口一覧冊子」の作成

**各区計画の重点的な取組**

- 川崎区：①地域の縁側（えんがわ）づくり事業 ②運動で元気アップ事業 ③「まちの情報」集約・発信事業  
 幸区：①健康長寿推進モデル事業 ②保健福祉情報ネットワークの推進 ③「共育ち（ともぞち）」の地域福祉の推進  
 中原区：①総合的な子ども支援体制の整備 ②武蔵小杉駅周辺等への福祉施策の橋わたし ③中原区の中小企業への「まちなか講座」の実施 ④高齢者向けホームページの開設 ⑤ワークショップの開催 ⑥地域福祉講座による支援  
 高津区：①それいいね！福祉のまちチャレンジ事業 ②地域活動レポート「たかつハートリレー」  
 宮前区：①「みんなで福祉のまちづくり！」広報事業 ②なんでもワークショップ ③市民活動ルームマップ整備事業  
 多摩区：①子育て支援の推進 ②障害者福祉の推進 ③健康づくり・介護予防活動の推進  
 麻生区：①効果的な子ども施策の展開 ②高齢者介護予防の充実 ③障害者の就労対策や生活支援センターのネットワークづくり ④健康づくり生活の定着

### III 各論

## 第 1 章 地域福祉推進の総合的な展開

### 1 重点的な施策と事業

計画期間内（平成 20 年度～平成 22 年度）に、基本目標で展開する施策のうち、次の 8 つの重点的な施策を中心に進めていくことで、計画の着実な推進を図ります。

#### (1) 「困りごと」解決事例の調査・研究

保健・医療・福祉に関する各種相談窓口における困りごとや第三者委員に寄せられる苦情について、その内容や解決方法等の調査を行い、今後の取組を研究します。

##### 【具体的な進め方】

平成 20 年度～平成 22 年度 保健福祉センターの相談窓口や第三者委員に寄せられる困りごとの解決事例や苦情を把握し調査・研究を行います。

#### (2) 災害時要援護者の把握等体制整備

災害時における要援護者の支援が急務であることから、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の体制づくりを行います。

##### 【具体的な進め方】

平成 20 年度 町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の連携により、要援護者に係る情報の把握等を行います。

### (3) 地域福祉コーディネーター技術研修の実施

地域づくりを進めるキーパーソンやコミュニティーソーシャルワーク技術を持った人材の育成として「地域福祉コーディネーター技術研修」を実施します。

#### 【具体的な進め方】

平成20年度 総合福祉センターにおいて、「地域福祉コーディネーター技術研修」を行います。

### (4) 社会福祉事業職員研修の実施

福祉サービスの質の向上に向け、コミュニティーソーシャルワーク技術も含めた社会福祉事業職員研修を行います。

#### 【具体的な進め方】

平成20年度 総合福祉センターにおいて、「社会福祉事業職員」研修を行います。

### (5) 「相談窓口一覧冊子」の作成

市民が困りごとにあった時、わかりやすく相談窓口情報を提供するため、相談窓口一覧冊子を作成します。

#### 【具体的な進め方】

平成20年度～平成22年度 相談窓口情報を収集し、冊子を作成します。

(6) 地域福祉情報バンク事業の実施

制度情報や地域情報などを効果的に提供するため、地域福祉情報バンク事業を行います。

【具体的な進め方】

平成20年度 総合福祉センターにおいて、地域福祉情報バンク事業を行います。

(7) 「住民交流会・意見交換会等」の開催

住民同士の地域での支えあいの意識向上や、市民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行うため、住民交流会・意見交換会・ワークショップやシンポジウムなどを行います。

【具体的な進め方】

平成20年度～平成22年度 各区計画の実践的な取組として、住民交流会・意見交換会・ワークショップを開催するとともに、全市的なシンポジウムを開催します。

(8) 「団体活動実践事例集」の作成

地域で活動する団体が、活動を行っていく上で役立てていけるような「団体活動実践事例集」を作成します。

【具体的な進め方】

平成20年度～平成22年度 地域交流会等における活動事例やコミュニティサービスの事例などを集約し、「活動実践事例集」を作成します。

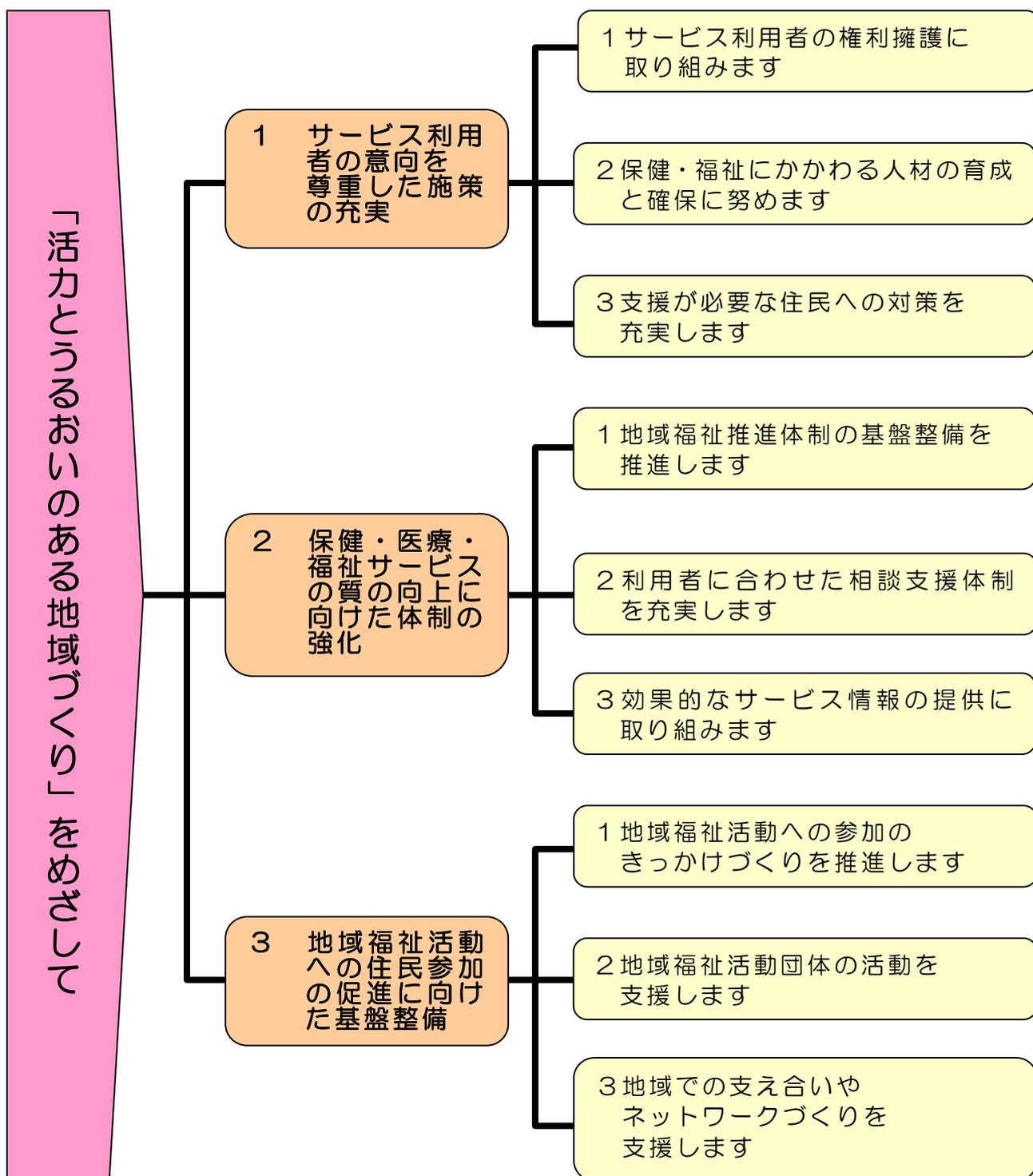
【第2期川崎市地域福祉計画体系図】

第2期川崎市地域福祉計画

●基本理念

●基本目標

●基本方針



2 基本方針と事業展開

1 - 1 サービス利用者の権利擁護に取り組みます

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などあらゆる市民が、人間らしい生活が保障され、必要な援助を受けることができるように、サービス利用者の権利擁護に取り組みます。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)・成年後見制度の充実</p> <p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分なため、金銭管理や福祉サービスの利用契約などに不安のある方に、相談・援助サービスを行います。</p>	<p>●川崎市社会福祉協議会が運営する市内3か所のあんしんセンターで実施する、成年後見制度の利用支援や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)などの権利擁護の取組を支援しています。</p>	<p>●あんしんセンターの運営</p> <p>《関連事業》 ■障害者110番運営事業 ■成年後見制度利用支援事業</p>	<p>○あんしんセンターの各区展開 (H20年度)</p> <p>○成年後見制度の体制強化に関する調査・研究 (H20年度～H22年度)</p>
<p>②人権に配慮した相談体制と苦情解決制度の充実</p> <p>保健・医療・福祉に関する各種相談窓口における相談体制や、第三者委員制度の充実を図るとともに、「困りごと」解決事例の調査・研究を行います。</p>	<p>●川崎市の社会福祉施設等利用者の保護と福祉サービスの質を高めるため、「第三者委員」の設置を推進しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《関連事業》 ■福祉施設苦情解決第三者委員会の運営 ■障害者苦情解決システム整備事業 ■医療安全相談センター事業 ■人権オンブズパーソン運営事業</p>	<p>◎「困りごと」解決事例の調査・研究 (H20年度～H22年度)</p> <p>○民間相談機関との連携に関する調査・研究 (H20年度～H22年度)</p>
<p>③サービスの評価や内容の開示等の充実</p> <p>福祉サービスの質の向上とサービス利用者の選択に資する情報の提供を目的に、第三者評価事業を行います。</p>	<p>●福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関としての専門的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」を推進しています。</p>	<p>●福祉サービス第三者評価推進事業</p>	<p>○制度の普及啓発の充実 (H20年度～H22年度)</p>

## 1 - 2 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます

サービスの質の向上と提供方法の効率化を図るために、保健や福祉にかかわる専門分野の人材を育成し、保健や福祉人材の確保に努めます。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①保健や福祉など専門分野の人材育成の充実</p> <p>保健・福祉人材の育成を図るため、高齢社会福祉総合センターにおいて各種研修、講座、講習を実施します。</p>	<p>●高齢社会福祉総合センターにおいて、訪問介護員養成研修、福祉職員現任研修、介護支援専門員専門研修などの専門研修を実施しています。</p>	<p>●高齢社会福祉総合センターの運営</p> <p>《関連事業》            ■福祉対策人材確保事業            ■相談支援従事者研修事業</p>	<p>○専門研修の継続 (H20年度～H22年度)</p>
<p>②人材確保に向けた福祉人材バンク機能の強化</p> <p>福祉人材の確保を充実するため「福祉人材バンク」において、人材養成機関との連携を図ることにより、人材確保機能の強化を図ります。</p>	<p>●福祉人材バンクにおいて、福祉の仕事の紹介とあっせん、学生等を対象とした就職相談会の開催、老人福祉施設・団体及び求職者への情報提供などを行っています。</p>	<p>●福祉人材バンク事業</p>	<p>○福祉人材バンクの人材養成機関との連携 (H20年度～H22年度)</p>
<p>③社会福祉施設等従事者研修の実施</p> <p>福祉関係機関・団体・行政・福祉施設等の社会福祉従事者、関係者を対象とした専門研修を行います。</p>	<p>●総合福祉センターにおいて、社会福祉事業職員を対象に、中堅職員研修を実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《関連事業》            ■地域包括支援センター運営事業</p>	<p>◎社会福祉事業職員研修の実施 (H20年度～H22年度)</p>

### Ⅲ 各 論

#### 1 - 3 支援が必要な住民への対策を充実します

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な住民への対策を充実します。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①災害時要援護者対策の充実</p> <p>災害時要援護者対策として、要援護者の把握、要援護者情報の共有、要援護者の支援などの体制整備を図ります。</p>	<p>●災害時要援護者の把握のため、名簿登録の手続などの準備を進めています。</p>	<p>●災害救助その他援護事業</p>	<p>◎災害時要援護者の把握等体制整備 (H20年度)</p>
<p>②高齢者虐待・児童虐待・DV対策、ひとり暮らし高齢者等の見守り施策の充実</p> <p>高齢者虐待・児童虐待・DVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。また、ひとり暮らし高齢者等が安心して地域で生活を営めるよう、見守りネットワークの構築に努めます。</p>	<p>●高齢者虐待防止マニュアルに基づく虐待防止の推進、児童虐待防止センターの運営を中心とした虐待防止体制の整備、DV被害者等の安全確保・自立支援等のためのシェルターの確保、民生委員・児童委員を中心としたひとり暮らし等高齢者見守り事業などによる見守りの充実など、各種施策を実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業 ●民生児童委員活動育成等事業</p> <p>《関連事業》 ■介護予防事業 ■ひとり暮らし支援サービス事業 ■老人クラブ育成事業 ■児童虐待防止対策事業 ■緊急一時保護施設等支援事業 ■高齢者虐待防止対策</p>	<p>◎民生委員を対象とした地域福祉コーディネーター技術研修の実施 (H20年度～H22年度)</p>
<p>③ホームレス対策・社会的ひきこもり対策の充実</p> <p>市内に起居するホームレス等に対し、宿所等の提供と生活相談・指導等を行い、就労自立支援、福祉的自立支援を行います。また、社会的ひきこもりの総合的な対策や支援体制の整備を図ります。</p>	<p>●ホームレス緊急一時宿泊施設、就労自立支援センター、生活づくり支援ホームの運営を中心とした自立支援策を実施しています。また、精神保健福祉センターにおいて、訪問や電話による社会的ひきこもり等特定相談事業を実施しています。</p>	<p>●明るい町づくり対策</p> <p>《関連事業》 ■社会的ひきこもり対策事業 ■精神保健福祉センター相談援助事業</p>	<p>○第2期川崎市ホームレス自立支援実施計画の策定 (H20年度)</p> <p>○「ホームレス緊急一時宿泊施設（愛生寮）」の運営 (H20年度末まで)</p> <p>○「富士見生活づくり支援ホーム」及び「就労自立支援センター」の運営 (H20年度～H22年度)</p>

## 2 - 1 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します

第2期計画を着実に推進し、社会情勢や地域社会の変化に対応できるように、地域福祉推進体制の基盤整備を進めます。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①地域福祉推進体制の充実及び区地域福祉計画への支援</p> <p>福祉のまちづくり普及事業との連携を図るとともに、企業連携取組事例の調査・研究、各区地域福祉計画の支援を行います。</p>	<p>●「川崎市地域福祉計画推進検討会議」の開催、「地域福祉実態調査」の実施、ホームページによる計画の周知、共同募金活動への協力などを行っています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業 ●共同募金活動への協力</p> <p>《関連事業》 ■福祉のまちづくり普及事業</p>	<p>○福祉のまちづくり普及事業との連携 (H20年度～H22年度)</p> <p>○企業・事業者連携取組事例の調査・研究 (H20年度～H22年度)</p> <p>○各区地域福祉計画の推進・支援 (H20年度～H22年度)</p>
<p>②地域福祉推進拠点の連携</p> <p>本市の地域福祉推進の拠点である総合福祉センターと各区の福祉パルにおける各種事業を通して、地域福祉の推進を図ります。</p>	<p>●総合福祉センター及び各区福祉パルの運営を行い、活動の場の提供、相談事業、研修事業、情報提供事業などを実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業 ●福祉パルの運営</p> <p>《関連事業》 ■老人福祉センター運営事業 ■老人いこいの家運営事業 ■子ども文化センター運営事業</p>	<p>○総合福祉センターと各区福祉パルの連携 (H20年度～H22年度)</p>
<p>③中間支援組織の育成と支援</p> <p>本市の地域福祉推進の中核的団体である「川崎市社会福祉協議会」と市民活動支援組織である「かわさき市民活動センター」など中間支援組織の育成と支援を進めます。</p>	<p>●「川崎市社会福祉協議会」及び「かわさき市民活動センター」の支援を通して、本市の福祉活動、市民活動の推進を図っています。</p>	<p>●社会福祉協議会の育成</p> <p>《関連事業》 ■市民活動支援事業</p>	<p>○社会福祉協議会の基盤の整備強化 (H20年度～H22年度)</p>

## 2 - 2 利用者に合わせた相談支援体制を充実します

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせた相談支援体制づくりを進めます。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①保健福祉センターにおける専門相談の充実</p> <p>保健福祉センターにおける各種専門相談を充実させるとともに、「相談窓口一覧冊子」などを作成し、困った時にどこに相談したらよいかわかりやすい情報提供を行います。</p>	<p>●保健福祉センターの機能強化と多様な相談ニーズへの対応を図るため、各センターにおいて、高齢者、障害者、児童、生活保護、母子等の専門相談員による相談指導を実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《主な関連事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■母子保健指導・相談事業</li> <li>■妊婦・乳幼児健康審査事業</li> <li>■市民歯科健康事業</li> <li>■公害健康被害予防事業</li> <li>■精神保健事業</li> <li>■婦人保護事業</li> </ul>	<p>◎「相談窓口一覧冊子」の作成 (H20年度～H22年度)</p> <p>○相談機関ネットワークに関する調査・研究 (H20年度～H22年度)</p>
<p>②専門相談機関による相談機能の充実</p> <p>各種専門相談機関における相談機能を充実させるとともに、各種研修や情報交換、関係機関との連携を強化します。</p>	<p>●児童相談所、母子福祉センター、こころの相談所、地域療育センターなど専門相談機関において、相談指導を実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《主な関連事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■児童相談所運営事業</li> <li>■児童虐待防止対策事業</li> <li>■母子福祉センターの運営</li> <li>■精神保健福祉に関する相談及び診察業務</li> <li>■地域療育センターの運営</li> <li>■障害者の相談・指導助言・治療訓練等に関する業務</li> </ul>	<p>◎「相談窓口一覧冊子」の作成(再掲)</p> <p>○相談機関ネットワークに関する調査・研究(再掲)</p>
<p>③身近な地域における相談支援体制の充実</p> <p>市民が身近な地域において保健・医療・福祉に関して、相談することができる体制を整備します。</p>	<p>●地域子育て支援センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センターなど身近な地域において、相談指導を行っています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《主な関連事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■川崎いのちの電話</li> <li>■地域子育て支援体制の確立</li> <li>■認知症高齢者対策事業</li> <li>■地域包括支援センター運営事業</li> <li>■障害者支援制度実施事業</li> <li>■児童虐待防止センター運営事業</li> <li>■ひとり暮らし支援サービス事業</li> </ul>	<p>○総合福祉センターにおける「ふくし相談事業」の実施 (H20年度)</p> <p>◎「相談窓口一覧冊子」の作成(再掲)</p> <p>○相談機関ネットワークに関する調査・研究(再掲)</p>

## 2 - 3 効果的なサービス情報の提供に取り組みます

保健・医療・福祉の制度情報や身近な地域福祉に関する情報を、市民にわかりやすく効果的に提供するために、情報提供手段の検討を行います。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①保健・医療・福祉サービスの制度情報等の効果的な提供</p> <p>市民が必要な時に、必要な保健医療福祉サービス情報を入手できるように、様々な媒体を活用した情報提供体制を整備します。</p>	<p>●福祉総合情報システム（福祉ナビ）、救急医療情報システム、介護保険情報の提供など、様々な媒体による、各種制度情報の提供を実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《関連事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉総合情報システム事業</li> <li>■救急医療情報システム事業</li> <li>■介護サービス給付事業</li> <li>■障害者福祉施策立案事業</li> <li>■次世代育成支援対策事業</li> </ul>	<p>◎地域福祉情報バンク事業の実施（H20年度）</p>
<p>②身近な地域情報の提供の促進</p> <p>地域福祉情報バンク事業を通して、身近な地域の情報を収集するなど、情報を一元管理、蓄積、更新、提供する仕組みを構築し多様化する生活ニーズに対応した情報提供を行います。</p>	<p>●地域福祉情報バンク事業の本格的な稼働に向けて、情報収集、システムの構築を行っています。また、地域福祉関連書籍、ビデオの貸出など一部事業を先行して実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p>	<p>◎地域福祉情報バンク事業の実施（再掲）</p>
<p>③サービスの受け手の視点に立った情報の提供</p> <p>障害の特性や、定年を迎える世代、子育て家庭など情報の受け手の状況に応じた適切な情報提供のあり方を関係部署で構成するワーキング等で検討します。</p>	<p>●障害者の特性に応じた情報の提供や子育て家庭への支援情報の提供などを実施しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《関連事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■コミュニケーションの確保等事業</li> <li>■次世代育成支援対策事業</li> </ul>	<p>○情報提供のあり方に関するワーキングの実施（H20年度～H22年度）</p>

### Ⅲ 各 論

#### 3 - 1 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します

市民が手軽に地域福祉活動へ参加できるように、シンポジウムや住民交流会等を開催するとともに、学童生徒を対象とした「福祉教育」を充実し、参加のきっかけづくりを進めます。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実</p> <p>地域福祉計画の普及啓発を通して、地域の支え合いの大切さを啓蒙していくことを目的として、「地域福祉計画シンポジウム」などを開催します。</p>	<p>●ホームページや計画書の配布などを通して計画の周知を図っています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p>	<p>○「地域福祉計画シンポジウム」の開催（H20年度）</p>
<p>②住民が交流の機会を持てる施策の充実</p> <p>地域福祉活動を行う団体や個人が、他の団体と情報の共有化、連携を図ることや、住民同士の地域での支え合いの意識向上に向けたきっかけづくりを支援するために、住民交流会、意見交換会及びワークショップ等を実施します。</p>	<p>●各区の計画の実践として、地域交流会、ワークショップ等を開催しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p>	<p>◎「住民交流会・意見交換会等」の開催（H20年度～H22年度）</p>
<p>③次世代を担う子どもの「福祉の心」を育む教育の充実</p> <p>小学生向け「福祉副読本」と川崎市社会福祉協議会の「福祉教育プログラム」との連携などにより、教育内容の充実を図ります。</p>	<p>●「福祉副読本」の作成配布、川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターによる「福祉教育プログラム」の作成配布を行っています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業 ●社会福祉協議会の育成</p>	<p>○「福祉教育」の充実・支援（H20年度～H22年度）</p>

### 3 - 2 地域福祉活動団体の活動を支援します

地域において、地域福祉活動が活発に行われるように、必要な情報の提供や人材の育成を行い、地域福祉活動団体の活動を支援します。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①地域の社会福祉資源情報の提供</p> <p>地域における社会資源情報の1つとして、社会福祉施設等の資源情報を把握・整理し、わかりやすい情報提供に努めます。</p>	<p>●高齢者、障害者、児童など各個別計画ごとに社会福祉施設等の情報を管理しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p>	<p>○社会福祉施設等の資源情報の提供 (H20年度～H22年度)</p>
<p>②団体活動を支援するための講座等の実施</p> <p>地域福祉活動を行う団体等が、実践の上で必要な技術修得の支援のため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施します。</p>	<p>●障害者団体、子育て団体などを対象として、各種講座を開催しています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《関連事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■聴覚障害者情報文化センター運営</li> <li>■身体障害者福祉会館運営事業</li> <li>■障害者生活介護事業</li> <li>■地域子育て支援体制の確立</li> </ul>	<p>○「団体活動等支援講座」の開催 (H20年度～H22年度)</p>
<p>③団体活動の実践事例情報の提供</p> <p>地域交流会等における事例発表や地域福祉活動団体の活動調査などによる実践事例集を作成配布することを通して、地域で活動する団体等が活動を実践していく上で必要な情報の提供に努めます。</p>	<p>●「地域福祉実態調査」において、地域福祉活動団体の活動状況の把握を行っています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p>	<p>◎「団体活動実践事例集」の作成 (H20年度～H22年度)</p>

### 3 - 3 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する人材を養成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援します。

基本施策	施策の現状と方向性	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
<p>①地域福祉を担うキーパーソンの養成</p> <p>身近な地域で地域福祉推進ネットワークの核となる地域福祉を担うキーパーソンを養成するための研修を実施します。</p>	<p>●地域福祉コーディネーター技術研修や、ボランティアコーディネーター養成研修、シニア講座等を行っています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業 ●社会福祉協議会の育成</p> <p>《関連事業》 ■生涯現役対策事業 ■健康づくり事業</p>	<p>◎「地域福祉コーディネーター技術研修」の実施（H20年度）</p>
<p>②地域で活動する団体等への支援の充実</p> <p>地域で活動する団体へ地域福祉を担う人材の情報を提供していくなどの様々な支援を通して、地域での支え合いの機能を促進します。</p>	<p>●地域福祉コーディネーター技術研修、市民活動団体の育成、地域子育てグループの育成などを行っています。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p> <p>《関連事業》 ■市民活動支援事業 ■地域子育て支援体制の確立 ■健康づくり事業</p>	<p>◎「地域福祉コーディネーター技術研修」の実施（再掲）</p>
<p>③地域活動団体のネットワークづくりの支援</p> <p>地域で活動する団体の活動報告会などを通して、団体間のネットワークづくりを進めます。</p>	<p>●各区において、地域住民交流会やワークショップを開催していくとともに、全市的なシンポジウムを開催します。</p>	<p>●地域福祉計画策定事業</p>	<p>◎「団体活動実践事例集」の作成（再掲）</p> <p>◎「住民交流会・意見交換会等」の開催（再掲）</p>

### 3 計画の推進と評価

計画期間内（平成20年度～平成22年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

#### (1) 計画の進行管理・評価の体制

この計画の進捗状況は、「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

#### (2) 計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へと繋げていくことが必要です。

本市では、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」に沿って、効果的に施策を執行し、地域の課題解決を図るため「川崎再生ACTIONシステム」に取り組んでいます。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

#### (3) 市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかり易い形で毎年、公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

## 第2章 区計画

### 1 区計画

川崎市地域福祉計画における区計画は、各区ごとの、それぞれの地域の福祉課題に対応するため、具体的な取組をまとめたものです。

#### (1) 区計画の位置づけ

「第2期川崎市地域計画」は、全市的な地域福祉を推進するための施策や事業展開と、各区における住民に身近で具体的な取組を大きなネットと小さなネットとして組み合わせながら、より網目の細かいネットを持つことで、地域の福祉課題に的確に対応していきます。

#### (2) 区計画の策定経過

各区においては、市民、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内会・自治会、地域福祉活動団体などで構成された「地域福祉計画推進検討会議」等において、区民ニーズ調査やシンポジウム等の区民意見を反映しながら、市民との協働により計画を策定しました。

#### (3) 区計画の構成

はじめに、区の概況と地域特性を踏まえながら、「まちの現状と課題」等をまとめ、第1期において実施した取組事例を掲載して、計画における取組状況を紹介しています。

また、第2期計画へ向けた課題への対応を示し、第2期計画の理念、第2期計画における重点的な取組をまとめています。

さらに、各区ごとに計画の体系に基づいて、計画期間内に実施していく、地域の福祉課題の解決に向けた取組や地域の特性を活かした具体的な取組についてまとめています。